

第4回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2020年11月10日（火）14:01～17:15

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香※	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則※	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三※	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦※	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
八木 浩治※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 会長

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

折田 朋美	企画部 参事役
岡田 篤	企画部 総合企画課
大竹 智治	審査部 部長
中曽根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

傍聴者

岡野 克弥	一般社団法人 海外コンサルタンツ協会
-------	--------------------

○折田 本日もよろしくお願いいたします。現在、日比委員のほうだけまだオンラインに入れていないということですが、ほかの先生方は揃われていますので、開始させていただければと思います。第4回のJICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会ということで、今回も原嶋座長、よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 改めまして、第4回JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はオンラインで10名の方ですね。そのほかは会議室で今日ご参加いただいております。あと、傍聴者としてこの建物の別室に8名の方がご参加をいただいております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元にお配りしております議題に従って進めさせていただきます。10月20日までに皆様にご意見を頂戴するということで、少し急がせてしまったような形になっておりますけれども、大変多くのご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。それを含めまして、まず第1番目の議題として、前回の振り返りということで事務局からお願いします。

○古賀 事務局JICA審査部の古賀より前回の振り返りとこのお時間をお借りしまして、本日の進め方につきましてもご説明させていただきます。

まず、前回第3回の振り返りでございますけれども、異議申立手続要綱の見直しについて説明させていただいた際に、過去の申立の実績、過去に出された申立人からの意見についてご質問を頂戴しましたので、こちらはJICAのウェブサイトのリンクを既にお送りさせていただいておりますので、そちらをご確認いただければと存じます。

また、今、座長からもご説明ありましたとおり、ガイドラインの改定と異議申立手続要綱の見直しに関しましてご意見を募集させていただき、12名の委員から200以上のご意見を頂戴しました。お忙しい中、ありがとうございました。

本日はすけれども、議題2に入る前に本日の進め方に関しまして説明させていただきます。今日は議題2と3を準備してございますが、議題2のほうでガイドラインの改定、3のほうで異議申立手続要綱についての説明と議論を予定しております。なお、議事の進行上、議題2は本日17時を目途として進めさせていただきます。もし本日全ての議論が終わらない場合は、次回の会合以降に続けさせていただきます。本日の17時以降は議題3に進めさせていただきますと考えています。

また、併せまして、ガイドラインの改定に関して今日および次回以降の会合のご説明をいたします。本日は大変多くのご意見を頂戴しましたので、そちらについて事務局から各テーマごとにご意見を分類・整理した結果を簡潔にご説明させていただきたいと考えております。その後に意見を提出いただいた委員から補足事項等がある場合には、口頭で発言いただければと考えております。そのうえで全ての委員、それから、事務局との間で出されたご意見に関して少し議論させていただければと考えております。

また、次回以降の進め方でございますけれども、事務局としては次のように提案させていただきたいと考えております。本日は提出されたご意見に関する議論を進めさせていただいて、一通りこの議論が全ての論点について終わりましたら、次回以降、事務局のほうから改定の方針の案を2回程度かけて説明させていただきたいと考えております。その際は、今回までの議論で整理された論

点であるとか助言、また、今回受領しました諮問委員の皆様方の意見を踏まえまして方針案を説明させていただき、また、その際の資料につきましても可能な限りこれらを網羅したものになるように努めたいと考えております。次回以降のこの方針案の説明の際にも、委員の皆様からより突っ込んだ個別具体的なご意見があれば発言いただきたいと思いますと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、前回の振り返りと本日あるいは今後の進め方についていくつかご説明ありましたけれども、今のご説明に対してご質問等ございましたらご発言を頂戴いたしますけれども、まずオンラインでご参加の委員の皆様、もしご発言の希望がありましたら挙手をお願いしたいと思いますけれども。

田辺委員、聞こえますか。お願いします。

○田辺委員 個別にはJICAのほうにプロセスの要望を出させていただいてはいるんですが、以前のガイドラインの改定ではドラフトをJICA側が出す前に、各委員に対して、JICA側としてはこういう見解を持っていますというようなものがあって、そういった中で各論点について一通り議論、各委員とJICA、旧JBICがそれぞれ意見を全部出し合ったうえでドラフトの策定になったのに対して、今回は特にJICA側の意見はこの資料の中には書かれておらず、かつ極めて時間が限られている中で、もし仮に今日が延びれば、次回の議論の途中段階でそれらを反映せずに次回に出すということで、JICA側の意見を踏まえたうえでの議論がやりにくい状況になっているんですが、これはどういう背景で今回このようにされたのかというのをご確認させていただきたいと思います。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにオンラインでご参加の委員の皆様、併せてご質問等ありましたら今頂戴いたしますけれども、ほかにございますでしょうか。特にないですか。

あとは会議室でご参加の委員の皆様、もしありましたら今頂戴したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今の田辺委員からのご質問の件、現在の立場をご説明いただけますか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

田辺委員からご指摘いただきまして、ありがとうございます。進め方としては、田辺委員がおっしゃられたやり方を引き続き進めていこうとしておりまして、先ほど申し上げた改定の方針案というのは、田辺委員はもしかすると改定文案自体というようにご理解されたかもしれませんが、本日のご意見を踏まえたJICAの方針・方向性をお示しさせていただいて、そこで皆様のご意見を伺い、突っ込んだ議論を行い、その上で諮問委員会における一定の助言を見いだしたところで、その後改定の文案提示ということで考えております。

従って、一通りの議論を尽くすということは、本日、次回、そして、その後も含めて尽くしたうえで、改定文案の提示はその後ということになります。

○田辺委員 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋座長 田辺委員から今日頂いているA3の長い資料の1番最後にもありますけれども、前回4段階に分かれているということで、その点ご指摘があって、テーマ別論点、あと、助言委員会からの助言、そして、各委員の皆様からの意見ということで、それをここまで一応段取りとして若干急

がせてしまった面は恐縮ではありますが、進めさせていただいて、次の予定をしております。表現としては方針ということでしょうけれども、それが実質的には田辺委員ご指摘のJICAの意見、根拠ないし云々というところとほぼ一致するというような理解でおりますけれども、いかがでしょうか。

○田辺委員 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋座長 ちょっと時間的に急がせてしまっているような印象を与えているようで、その点はお詫びいたしますけれども、前は多分JICAとJBICの何か統合とかいろいろな事情のまただいぶ違ったところがあって手間がかかった面もあろうかと思えますけれども、その点ご了承いただければと思います。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。田辺委員、よろしいでしょうか。

○田辺委員 はい。大丈夫です。

○原嶋座長 それでは、早速といいますか本題ということになりますけれども、先ほど事務局からご説明がありました2番目のご提出をいただいたご意見につきまして、今お手元の資料でまとめていただいておりますので、その全体像についてご説明をいただいたうえで、意見交換ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○加藤 今回、諮問委員の皆様からガイドライン改定について総計で201件のご意見をいただきまして、ありがとうございます。まず冒頭、全体に関するご意見のご紹介と、また、①の論点の「理念、気候変動」のところを10分程度でご説明させていただいて、諮問委員の皆様からそこで網羅されていないところも含めてご意見をいただく機会につなげたいと思います。

ご意見いただきました中で、全体の枠組みに関するご意見として、まず黒木委員からはガイドラインの中身が今回の改定の議論で拡大・多様化するというところがある一方で、それは実務のところには大きくコストや人員、スケジュール、そういったところで影響が出る点について留意をすべしということで、各論のところでもその点は都度ご指摘をいただいております。GHG排出の算定のところや、環境影響の評価項目が増えていくところで、そこに見合った実務というもの、また、コミュニティへの配慮の範囲に応じて大きく負担が変わりますというところの警鐘を鳴らしていただいております。

また、杉本委員からは全体のこの10年の動きの中で、SDGsとパリ協定の動きが大きな動きとしてあったということに触れていただきつつ、日本政府のそれに応じた方針、それと足並みをそろえて脱炭素移行の整合性のあるアプローチをこのガイドライン改定でも保つべきということをお願いしております。

また、村山委員からはこの10年、改定のガイドラインを維持していくということを見据えますと、ガイドラインでは基本原則を記載しつつ、一定の柔軟性を持たせるという点を指摘をいただいております。また、この諮問委員会に先立って行われた包括的検討で得た助言を十分尊重するというところも強調いただいております。

また、持田委員からは大枠の考え方として、ユーザーサイドの迅速性とか利便性、また、相手国の開発効果の最大化、それとこの環境社会配慮の質の確保、そういった3つの視点をバランスよく鑑みていく必要があるということ全体としてもご指摘をいただいておりますし、各論においてもその都度、その点に留意すべしというところの警鐘を鳴らしていただいております。

以上が全体のところでのコメントでございます。

続きまして、2ページ以降7ページまで①の「理念、気候変動」につきまして皆様からいただきましたご意見を簡単にご紹介申し上げます。

理念につきましては、おおむね皆様の包括的検討で出た助言に賛同するご意見をいただいております。その中で織田委員からは特にジェンダー平等、また、女性のエンパワーメントの重要性、これを基本方針でも明記すべきというご意見をいただいております。

また、日比委員からは将来世代に引き継ぐ視点、これは包括的検討の助言にも入っておりますけれども、それを言及いただいております。一方で黒木委員からは、この将来世代に引き継ぐ視点というところはアウトプットのイメージがしにくいので、そこをどう求めていくかというところは留意が必要というご指摘をいただいております。

また、日比委員から新たな視点としてポストコロナ、ウィズコロナの視点も含めるべきではないかということ、また、今回の環境社会配慮の視点として、気候変動について国際潮流、日本政府の方針というのに加えて相手国の事情にも触れていくべきというご意見をいただいております。

大きな理念のところでは、以上でございます。

続いて、気候変動について引き続きご説明をさせていただきます。気候変動の大きな考え方について杉本委員から、日本政府においてこの7月に策定されたインフラ海外展開に関する新戦略の骨子の内容も踏まえて、ガイドラインにおいても脱炭素移行に向けて選択肢を示していることおよび脱炭素移行に向けて逆行していないか等の検討が必要であり、検討の必要性についてガイドラインにも記載すべしという点を大きなご意見としていただいております。同様の趣旨と理解しておりますが、日比委員からもここで述べられている新戦略の骨子をオペレーショナルライズするような仕組みをガイドラインに盛り込むべしというご意見をいただきました。

続きまして、包括的助言でも言及がされております石炭火力等特定セクターの言及についてはどう考えるかというところで、三宅委員、持田委員からは特定セクターの言及はバランスを欠くのではないかとご指摘をいただいております。

続きまして、気候変動の評価の仕方というところでいくつかご意見をいただいております。

GHG排出の計測、公開については多くの議論をいただいております。日比委員からは、さらにそれに加えて適用の視点も必要ではないかというご指摘をいただいております。計測、公開については、鈴木委員からはスコープ1をGHG排出として計測する、可能ならばスコープ2までと計測するとのことご指摘。そして、そこで計測する評価に当たっては、寿命が短い温室効果ガスの考慮もすべしということをお願いしております。

木口委員、田辺委員からは、一定以上の排出事業についてスコープ1、スコープ2を算出、計測すべしというご指摘がなされています。また、杉本委員からは一定以上の事業についてスコープ1、スコープ2を算出・公開し、可能であれば影響の大きいものについてはスコープ3の算出報告をすべしというところが挙げられております。日比委員もこの点、同様に可能ならばスコープ3まで計測というご指定がなされるとともに、また、セクターとして農業、土地セクターもきちんと評価の対象とすべしというご指摘をいただいております。

また、気候変動の影響の評価の視点としては、鈴木委員からミティゲーション・ヒエラルキーに沿ってこれも評価をすべしということをお願いしております。

黒木委員からは、このGHG排出の代替案の測定を含めどこまで範囲を広げるかによって労力は大きく変わっていくということで警鐘が鳴らされておりますのと、また、GHG排出の手法が確立していないセクターについては、その点も注意が必要ということをご指摘いただいております。

以上が計測、公開の視点でございます。

二つ目、相手国のNDCへの貢献、また、国際的合意に照らした整合性、そういったところが包括的検討でも言及をされておりますが、今回も鈴木委員、日比委員からその点の言及をいただいております。日比委員からは、さらに突っ込んで相手国NDCそれ自体が国際潮流、パリ協定等に照らして妥当かという判断もすべきではないか、また、これは個別案件を超えたご指摘ですけれども、JICA全体のポートフォリオにおけるGHG排出、また、排出削減の貢献量の開示をしていくべきではないかというご意見をいただいております。

他方、持田委員からは個別事業での分析・評価と国際社会、国ごとの気候変動政策の議論は区別すべきということをご指摘いただいております。

気候変動について最後のポイントとして、構造物設計における気候変動の考慮について包括的検討でも助言がございますけれども、三宅委員からは、この視点については十分な強靱性を持たせる設計、また、その同設計に基づく良質な施工というのが重要なのであって、それを実施したうえでの想定外の事態というものは相当程度仮定を置かなくてはいけない、また、誤差や曖昧さが出るということで技術的に信頼性に劣る手法なので要注意だというご指摘をいただいております。

また、鈴木委員からも、この構造物設計の話は、環境社会配慮というよりは審査の構造基準の確認において取り扱うべき話という切り分けがなされております。また、黒木委員からもこの構造物設計の問題については、気候変動を因子とするものについて明確化する必要があるという点と、また、ガイドラインの文脈とは切り分け、別の枠組みでこの構造物の安全性は考慮されているものであるということをご意見をいただいております。

以上が一つ目の「理念、気候変動」に係るご意見のご紹介でありました。

引き続き、②の「対象事業、情報公開」のところまで併せてご説明をさせていただきます。

対象事業につきましては、大きなご指摘はございません。持田委員からは、対象事業に新たなものが出てくれば、その都度検討することで良いのではということのご意見をいただいております。また、対象事業のところでコモンアプローチの議論も取り上げております。それについて、コモンアプローチをもし採用する場合には、対応の仕方について共通化が必要だというご指摘は、黒木委員、杉田委員、木口委員、田辺委員からいただいております。また、共通化されたアプローチについても引き続きガイドライン遵守を要件とすべしということの木口委員、田辺委員から強調されております。

続きまして、情報公開のところでございます。情報公開、一つは環境アセスメント報告書のドラフト版の公開というところですが、おおむね賛同のご意見かと思えます。石田委員からは、カテゴリAについて120日計算をドラフト版公開からするように改善すべきという指摘がありました。世界銀行やADBの今の取り扱いも例に、そういった形で環境の質も保ったまま迅速化できるのではないかとご指摘をいただいております。

また、杉本委員からも柔軟性を容認するご意見をいただいております。効率性も向上しつつ、的確な対策、検討、調整の考慮ができるという観点でのご意見でございます。

一方、木口委員、田辺委員からは120日の起算点を承認版からすべしというところをご指摘いただいております。

期間の柔軟化のところでございます。石田委員、杉本委員、鈴木委員ほかの皆様から容認するご意見をいただいております。他方で、木口委員、田辺委員からは120日間という公開期間は堅持すべしということをお願いしております。また、持田委員からはこのドラフト版公開、期間柔軟化、双方について、質と迅速化の両側面をよく議論すべしというご指摘をいただいております。

また、木口委員、田辺委員からは翻訳版の取り扱いを言及いただいております。翻訳版を環境レビューにJICAとして使用した場合には、その翻訳版の公開を要件とすべしということをご指摘いただいております。

そして、最後にモニタリング結果の公開でございます。木口委員、田辺委員からはカテゴリAもしくは助言委員会で取り上げられた一部のカテゴリB案件については、モニタリング結果の公開を要件とすべしというご意見をいただいております。また、村山委員、鈴木委員、黒木委員からは原則公開とし、公開できないものは理由を公開すべしというご意見をいただいております。また、鈴木委員からは供用段階のモニタリング期間について、案件によっては2年よりも長くできるように規定をすべきではないかというご指摘をいただいております。

以上、全体の部分、また、①の「理念、気候変動」の部分、また、②の「対象事業、情報公開」のところのご意見のご紹介でございました。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

まず、全体にわたりましてJICAの業務をめぐる国内外の情勢に合わせまして、現在のガイドラインを充実させる形で改定するという点については、皆さん全体としてはコンセンサスをいただいたうえで個別のご意見を頂戴したということで承りたいと思います。それをもっていくつかご意見ございまして、今おおむねご意見の状況についてはご説明いただきましたけれども、もし強調したい点あるいはまだ少し過不足のある点がございましたら、ここで一旦ご意見、ご発言をいただきたいとあります。

併せてJICAの側で今どういった所見であるかということについては、次回以降、また整理をしたうえでお示しいただきますので、それに先立ちまして強調したい点等についてご発言がありましたらここで頂戴いたしますので、まずオンラインでご参加の委員の皆様、既にいただいているものでできれば重複しない範囲でご意見を頂戴したいと思いますけれども、ご発言の希望のある方はサインを送っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

鈴木委員、聞こえますか。お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

先ほどからご説明があったように、200余りの意見というものが出されたということで、なかなかそれを全て丁寧に説明することはできないと思うのですが、ただ、私の意見なんかでもはしょってご説明いただけなかった部分とか、あるいは一部だけを取り上げられた部分とかあって、今後どういう形で議論をしていったらいいのかなというのはご説明を聞きながらちょっと疑問に思いました。

まず言及していただけなかった私の意見というものは、基本的にJICAの環境社会配慮ガイドライ

ンの中で取り扱えることと、それから、これまでの3回の議論の中で行われたものの中で、本来、環境社会配慮ガイドラインというよりもJICAの基本政策みたいな形の中で取り扱われるべき事項というものがあるんだろうという点です。世界銀行なんかのケースを考えると、やっぱりアプレイザル（appraisal）のための条件ということの中で取り扱われるべき事項というのがあって、そっちのほうの見直しということも追って適切なタイミングで考えてもらう必要があるんじゃないかという指摘をさせてもらっています。それは説明の中では言及していただいていないということかと思えます。

それから、例えば構造物の設計の問題について、確かに私も構造物の設計の話は本来環境社会配慮ガイドラインで扱うべき事項ではないんだろうと考えます。アプレイザルのときの構造基準みたいなもので考えられるべきものだろうということをお願いして、その点についての言及はしていただいたのですが、他方で異議申立を避けるという観点からは、環境社会配慮ガイドラインの中でも一体どういう配慮をしたのかについての言及はぜひしてもらいたいと考えています。その後段の部分についてはお話をいただけなかったと思います。そういう意味でいろいろコメントがあるから全部は説明し切れないということなのかもしれないのですけれども、どういう形で議論を進めていったらいいのかなということについてのJICA側のお考えというのを教えていただくとありがたいなと思えました。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

まず一旦頂戴しまして、ほかもうひとかた、持田委員ですね。持田委員、聞こえますか。お願いします。

○持田委員 持田です。

補足、コメントは特にございません。ただし、1点だけ確認していただきたいんですけれども、確認に時間がかかる可能性があるので、このタイミングで発言させていただきます。

配付していただいた資料の⑤の人権、ステークホルダー、この項目の助言5が記載から抜けているように感じるんですが、その点、ご確認いただけないでしょうか。即答していただかなくて結構です。⑤のところでご説明していただければよろしいかと思えます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにオンラインでご参加の委員の皆様、ご発言ございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、会議室のほうに戻しまして、会議室でご参加の委員の皆様、もしご発言ありましたら頂戴したうえでまとめて対応いただきますけれども、杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 環境省の杉本でございます。ありがとうございます。私の意見も含めてうまく整理していただきまして、ノートいただきまして大変感謝申し上げます。

1点だけ補足で触れられなかったところだけご紹介いたしますと、60番のところの対象事業、情報公開のところですが、カテゴリの仕方についても念のためここではご意見といたしますか、ご提案というふうにしてございます。カテゴリA案件か否か、そこは120日ルールに関わるわけですけれども、環境でのカテゴリなのか、それともどの分野でもいいので、Aになった場合に120になるの

かというのは、プロジェクトによってはそこが大きく関わってくるかなというところがございます。今後、どの援助機関ほかとのファイナンスするかに応じて、多分そことの整合性というのも出てくる可能性がありますので、今後ドラフト版でやるかどうか、こういったところもファイナンスするうえでの整合性を取るうえで重要な論点かと思っておりますので、併せてご検討いただければと思います。

あともう1点、このガイドラインに対してというふうに必ずしもならないかもしれませんが、ご意見として書面では提出してごさいませんが、気候変動というテーマで申しますと、適応の分野もしくは気候リスクに対応するということは今後重要な課題だとは認識してございます。従前から必ずしもガイドラインの中ではなくて、プロジェクト全体としての設計もしくはその中で配慮されるというふうには認識してございますが、今後そういったプロセス自体を明らかにしていくというのは、どのMDBsでも必要な事項としてされていくと思っておりますので、特に影響の大きいようなプロジェクトに対しての気候リスク、その影響に対してどういうふうに対処していくのかというのは、私ども質高インフラという観点では重要な事項かなというふうにも思っております。

私からは以上でございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほか、会議室でご参加の委員の皆様、よろしいでしょうか。

黒木委員、どうぞ。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

恐らく技術的な話で最初はGHGのところが出てくるので、これから技術論的なところではずっと続いて個別項目で出てくるんですけども、GHGのところでも最初に伝えて強調しておきたいところとして、境界条件が決まらなると結局は何ができるのかというところが皆さんイメージできない、また、いろんな皆さん知恵を絞って項目を入れ込んでも、結局どういうアウトプットかわからないというところがあって、それを具現化していくコンサルタントとしては非常に気になることです。

なので、こういったところはFAQとかカテB、執筆要領とかということを入れていただきたいというところがあるのと、やっぱり気候変動とかでも専門家が新しく必要になったりするところもございまして、そういったところにも配慮して、これも具現化していただかないと仏作って魂入れずになってしまうので、そういったところは検討を行うこととしていただければと思います。

あと、もう別の点ではちょっと触れられなかったんですけども、ドラフトEIAをもって120日という話はODA全体の迅速化というところでは、我々前面というかフロントに立って現地政府の方々ややるうえでは非常に喜ばしいことだと思うんですけども、ドラフトEIAと急ぐことだけにならないように、できれば十分な時間とかコストとかというところをご配慮いただきたいというのを強調したいところです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほか、会議室でご参加の委員の皆様、よろしいでしょうか。

村山委員、お願いします。

○村山委員 1点だけなんですけど、内容というよりは加藤さんから今紹介をうまく整理していただいたんですけども、今後、これまで助言委員会が出した助言を中心に出版されているコメントと、それ以外に扱われているコメントもあるような気がして、冒頭の全体事項で助言委員会から出てい

る助言については重視してほしいとしていますが、議論の整理としては、助言委員会の助言についてどういう方針でJICAが進まれるのか、今回この諮問委員会の委員の方々からのそれ以外の意見やコメントについてはどう対応されるのか、そのあたりをうまく整理していただくと頭の切り分けができるかなという気がしていますので、よろしく願いいたします。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、今、鈴木委員、持田委員、杉本委員、黒木委員、村山委員からそれぞれ、持田委員のほうからは助言5に関わる場所なので、もう1度後ほど確認させていただきますけれども、いろいろコメントいただきましたので、順次、現在での対応についてJICA側のご意見と申しますか、立場をいただきたいと思っておりますけれども、お願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 鈴木委員からご指摘いただきました点、皆様の全てのご意見をご紹介できずに申しわけありません。次回以降の議論のときには、テーマの中でここを集中的に議論すべしというところは事務局としても考えながら事務局の方針をお示しさせていただきたいと思っておりますが、仮にその中でも取り扱われずに追加的に整理が必要という点は、最後村山委員からもご指摘ありましたけれども、何らかわかる形でJICAの考え方もご説明させていただき、それでも委員としてこの議論の場でさらに突っ込んで議論すべしというところは、まさに次回以降の委員会の場で挙げていただいて、議論をしていくということかと思っております。

続きまして、持田委員からご指摘いただきました助言5の記載が抜けているというところは、助言5に関係をしたご意見を諮問委員意見の120番にて諮問委員からもいただいておりますので、ここに記載をしたいと思っております。

続きまして、杉本委員からいただきましたカテゴリの環境・社会、それぞれに分けたところの説明について、それが協調融資先との整合性というところでも併せて検討ということで、ご意見ありがとうございました。今のJICAのカテゴリ分類の整理を申し上げますと、環境でも社会でもカテゴリA相当の案件に当たるかというところを判断いたしまして、どちらかに当たればカテゴリAとする、というような形で総合的に判断をして整理しカテゴリ分類をつけているということで、それぞれについて分けて、環境はカテゴリAだが、社会はBというような分け方にはしていないというところではございます。

また、気候変動問題の適応問題、気候リスクというところは重要な視点であり、今のところJICAとしては環境社会配慮の枠組みというよりは、別の横串の枠組みで考慮しているというところですが、今後どういったことがあり得るかという議論は必要に応じてさせていただければと思います。

また、黒木委員からのご指摘、十分なコストの積み上げという実務的なインプリケーションのところをご指摘いただきまして、ありがとうございます。まさにガイドラインを改定したうえで、それに伴い実務的にどういうインパクトが出てくるかというところも逐次諮問委員会の議論のところでも警鐘を鳴らしていただきつつ、それを具現化するためのFAQでの言及とか、そういったものの対応についてもご示唆をいただきたいと思っております。

また、最後、村山委員からいただきました議論の整理の仕方ということで、包括的検討でいただいた助言も網羅し、また、新しくいただいたご指摘も網羅いたしますけれども、全ての議論をこの場で取り扱えるかどうかというところは議論があるところかと思っておりますので、事務局としてはいた

だいたいのものを網羅的に取り扱いつつ、その中で突っ込んで議論をすべきところをお示ししつつ、皆様からのご意見をいただいて、必要な追加的な議論等も加えていければと思っております。

事務局からは以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今いただいたところで共通しているのは、この諮問委員会ではガイドラインの本文、テキストというのが一つ焦点ではありますが、実はその前段階のアプレイザル、そして、ガイドラインの運用ですね。今FAQとかいくつかあります。多分コンサルタントの関係では、またいろんなスペックがあると思うんですけれども、そういった運用のところですね。あと、特に鈴木委員はアプレイザルとガイドラインの関係、あと、ガイドラインと異議申立のルールとの関係を大変注意深く見ていただいておりますので、その点のアプレイザル、異議申立、あと、ガイドラインの運用、この周辺という言葉がどうか分かりませんが、その関係もまた少し整理をして、どこで対応するかというのも次回以降、JICA側のレスポンスの中で少し触れていただければというふうに思っております。内容的には、確かに設計とかもうかなり前段階のこともありますので、お願いしたいと思っております。

今のところで鈴木委員、よろしいでしょうか。鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 すみません。一つ確認をさせていただきたいんですけれども、実際問題として200余りの意見が出てきていて、それを全てこの3回、4回あるいは5回で議論をし切ることにはできないと思うので、重点的に議論をすべき分野というものを特定していくというお考えというのはよく理解できます。ただ一方で、200余りの意見というのはやっぱりそれはそれなりにそれぞれの委員が必要だと思って考えたことなので、その個別の意見に対してのJICAの見解というのは何らかの形でお示しをいただけるという理解でよろしいのでしょうか。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。

いくつかのご意見、類似のご意見についてまとめさせていただいたりすることはあるかと思えますけれども、皆様の納得のいく形での回答ができるようにいたしたいと思っております。ありがとうございます。

○原嶋座長 200のうちいくつか重複しておりますし、中で対立というか若干意見の異なるところでいきますと、今のところだと、特定のセクターの扱いとか温室効果ガスの排出量の測定のスコープの範囲とかNDCとの整合性とか、あと気候リスクの扱いなどで若干ありますので、そういったところは200の中でも対立という言葉がどうか分かりませんが、あるいは論争的なところは浮き彫りにできるかと思っておりますので、そういったところを次回以降、中心的にJICAの意見を示していただきながら議論させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか、鈴木委員。

○鈴木委員 この会議で重点的にやるということについては異議ありません。ただ、それぞれの回答を何らかの形でJICAの見解を示していただきたいということについてはお願いしたいと思います。

○原嶋座長 わかりました。それについては検討をするようにお願いいたします。

それでは、一応次がございまして、説明だけいただいてもいいですかね。説明をいただいた後、換気をさせていただきますので、続きまして、テーマ③、④、⑤、⑥について概要のご説明をいた

だいた後、一旦換気のための休憩で議論ということでもよろしいでしょうか。

○小島 ③、④を説明します。

○原嶋座長 それでは、今からテーマ③、④についてご説明をいただいた後、適宜換気のための休憩を取らせていただきます。

では、まず説明をお願いします。

○小島 テーマ③、それと④は、私、JICA審査部の小島から説明させていただきたいと思います。

まずテーマ③ですね。国際基準、審査方法というふうに銘打っています。70番から81番の12個のご意見をいただきました。これも数え方はいろいろあると思いますが、そこはご了承下さい。

まず、70番から74番にかけて助言の内容に基づいて世銀がカテゴリ分類を変えたことについてのご意見をいただいています。基本的には、世銀は変えたけれども、JICAは現行のA、B、C、それとFIという分類が良いのではないかというご意見が多かったと認識しています。黒木委員からは、世銀が取り込もうとしているリスクを踏まえた分類というのはなかなか難しいんじゃないかというご意見、それ以外に住民移転の話、他方で鈴木委員からは、世銀やIFCがこれからの運用をどうするのかというのを踏まえて必要であれば見直せばいいんじゃないかというご意見、それと村山委員からは、協調融資をする際に世銀などとのカテゴリ分類が違うことについて留意が必要なんじゃないかというご意見をいただいています。

次、75番から76番にかけてESSとの乖離の話についてのご意見でございます。ここは黒木委員から国際機関に明確に定まっていない基準が必要な場合は、どのように対応するのかということはFAQで述べるべきというようなメッセージと受け取っています。

77番から78番にかけてE/S借款です。これについて木口委員、田辺委員からE/S借款供与中の環境社会面の影響についてきちんと踏まえるべきとのご意見、それと黒木委員からE/S借款中において先方政府との間で誤解がないよう、きちんと要件を設ければというご意見をいただいています。

続きまして、79番から81番にかけてFIの分類についてのご意見をいただいています。木口委員、田辺委員からは、カテゴリA相当のサブプロジェクトがある場合の扱い、それと黒木委員からは、IFCではFI案件の課題が多く出ているけれども、JICAにおいてはどのようにモニタリングをしているのかというところで、事例の紹介をお願いしたいというメッセージをいただいています。鈴木委員は、それらサブプロジェクトなどが集まった場合に集合的影響という言葉が使われていますが、それらが相重なった場合、評価方法を明確化しておくことが望ましいというご意見をいただいています。

以上がテーマ③国際基準、審査方法についていただいたご意見でございます。

続きまして、テーマ④環境影響評価、代替案検討というところで、これは82番から104番の23個のご意見をいただいています。

最初、82から84にかけて世銀においてはESCP、環境社会履行計画と今訳しているものなんですけれども、その運用について、助言においては情報収集を行うことというようなことをいただいています。黒木委員からは、ESCPをJICAで導入することについての要否については、よく議論したほうが良いというご意見をいただいていると思います。もう一つ、黒木委員からいただいている意見として、最近案件管理が強化されているというご認識だと思っておりますが、案件管理の強化されているという実績を説明してほしいというご意見をいただいています。

続きまして、85番にいきますが、これはESSの1番、Annex1において環境アセスメントにおいて使えるツールについて説明があったんですが、助言内容としては、必要であればそのようなものを取り込むべしというようなことだったと承知しています。それについて異論はありませんという持田委員の意見をいただいています。

86番から88番にかけて、相手国のフレームワークを活用するというものがあります。相手国の環境社会制度に乗っかって環境社会配慮をやっていくことなんですけれども、それに当たって黒木委員は、相手国の環境社会配慮能力を向上するに当たってのJICAの技術協力の実績を教えてほしいというご要望、それと村山委員からは、はしょって恐縮ですが、能力向上に取り組むべきというご意見、鈴木委員からも同様に人材育成に取り組むべきというご意見をいただいていると承知しています。

続きまして、89番から96番にかけて、不可分一体、派生的二次的、累積的影響についてご意見をいただいています。まず、黒木委員から不可分一体性というのは非常にわかりにくいので、事例と課題について説明してほしいというご要望、それと不可分一体とみなされた先の事業について環境社会配慮が必要だということは、きちんとJICA職員が働きかけることが効果的というご意見をいただいています。これまたご説明する機会を設けてもいいと思っているんですが、レビュー調査の報告書の2の20ページにレビュー調査の際に行って不可分一体とみなされた事業についての情報を書いていますので、もしよろしければそれをご参照いただければと思います。

村山委員からは、現状不可分一体事業の考え方はFAQに書いているところなんですけど、これを本体に記載すべきというご意見、それと不可分一体事業について片方の事業は成熟度が高い、だけれども、もう一方は成熟度が低くて実施されるかどうかわからない、あるいはまだまだ調査が必要といった場合にどう対応すべきかというところについては柔軟に対応すべきというご意見なのかなと思います。

その後、92番のほうなんですけれども、失礼しました、93番からですかね。黒木委員から先ほど言及もありましたけれども、派生的二次的、累積的影響を検討する際に当たっては、境界条件というのを合理的な範囲で定めるべきというご意見、それと日比委員から生態系、生物多様性への影響は方法論を具体的に書くべきというご意見、それと改めて日比委員からは、GHGについて累積的影響を検討すべきではないかというご意見をいただいています。

続きまして、97番から100番にかけて費用便益の定量化に関するご意見をいただいています。黒木委員からは、これも便益をどう想定するかというところが課題と。それをどのように検討するか、手間やコスト、作業を行う際にきちんとコンサルタントに対する指示書へ書いてほしいというご意見だと承知しています。

他方で、この費用便益の話は必ずしもJICAガイドラインに記載するものではないかという意見もありました。他方で、日比委員のほうからは、気候変動影響については現在様々なツールがあるので、定量化できるのではないかというご意見もいただいています。

101番から104番にかけて代替案についてのご意見をいただいています。黒木委員から、調査の段階に合わせた検討の範囲をこれも指示書などにきちんとJICAから指示すべきというご意見、ゼロオプションを検討する際にはいろいろ影響がありますので、慎重にすべきというご意見、それと代替案を検討する際に、それを先方政府にどう伝えるかというところについては工夫が必要なんじゃ

ないかというところでご意見をいただいています。

以上が③、④までいただいたご意見を誠にはしよって恐縮ですが、ご紹介した次第でございます。以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今③と④について概要をご説明いただきました。補足が必要な点あるいは強調しておくべき点ございましたら改めて頂戴したいと思いますけれども、まずリモートでご参加の委員の皆様、ご発言ありましたらサインを送ってください。

鈴木委員、どうぞお願いします。鈴木委員、聞こえますか。どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。

若干言及がなかったので補足的に説明したいんですが、環境影響評価のところの94番の意見なんですけれども、累積的影響の考え方というのをどうすべきかということについては、これから非常に重要になってくるんじゃないだろうかと思います。具体的に、例えば中国の交通プロジェクトで上海とか広州でリングロードを作るという話のときに、既に環境基準を超えていて、今後新たな環境対策を取らないともう作れないというような実態が途上国においても生じているケースがあります。これから例えばインドネシアのジャボタベックとか人口や産業集積が進んで地域いるで何かをやっていくときに、そういう累積的な影響をどう受け止めるかということについて考え方を整理しておかないと、いろいろと異議申立とか訴訟とか大きな問題が生じる可能性があるんじゃないかなと懸念しています。その点については、これはガイドラインの中に書くか、あるいはFAQみたいな形で対応するかは別として、何らかの形で考え方を示しておく必要があるんじゃないかと思いました。その点についてもご検討いただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

まず頂戴しまして、ほかオンラインでご参加の委員の皆様、ございましたらサインを送ってください。よろしいですか。

今、累積的な影響、これは非常に普段の審査でも多分常に議論になるところでございます、ほかの委員の皆様もいろいろご意見があろうかと思います。あと、会議室でご参加の委員の皆様、今のことに関連してでも結構ですけれども、ご発言ありましたらいただきますけれども、黒木委員、よろしいですか。累積的影響についてはいろいろ実務的な取り扱いについて難しいところもあろうかと思いますけれども、もしご発言がありましたら。

○黒木委員 これも先ほどと同じ話になって恐縮なんですけれども、境界条件を明らかにしていくことを口酸っぱくして言うことでもないんですけれども、ぜひ条件についてFAQまたはカテB執筆要領でよろしくお願ひしたいと重ねて申し上げます。

○原嶋座長 ほかに会議室でご参加の委員の皆様はよろしいですか。

では、もし一言でも何か。

○小島 鈴木委員からの累積的影響についての事例も含めてご紹介いただきました。どういうふうにご説明するかも含めて、ちょっと考えたいと思います。境界条件というのは黒木委員にとってのキーワードというところによく認識しましたので、ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、今テーマ③、④でございますけれども、実は累積的影響については風が吹

けば桶屋がもうかる式で、どこまで線を引くかというのは普段常に難しいところでございます、鈴木委員におかれましては具体的に実務的な視点でも何かいいアドバイスがございましたら改めて頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかの点も含めましてご意見ありましたら頂戴しますけれども、オンラインでご参加の委員の皆様、よろしいでしょうか。

会議室でご参加の委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、一旦ここで換気のため、会議室のほうは換気のための休憩を取りますので、10分ですね、3時10分から再開をさせていただきますので、オンラインでご参加の委員の皆様、ご了承ください。

それでは、休憩に入ります。

15:00 休憩

15:10 再開

○原嶋座長 それでは、時間となりましたので、再開をさせていただきます。

続きまして、テーマ⑤と⑥についてまずご説明をいただいたうえで意見交換をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤 人権、ステークホルダー、⑤のテーマにつきましていただきましたご意見をご紹介させていただきます。PDF上は15ページから17ページにかけてでございます。

まず、人権についてでございます。人権につきましては、織田委員から今回包括的検討でも指摘があった人権尊重の例示について改めて支持する表明をいただいております。また、この人権の状況の把握につきましては、木口委員、田辺委員から影響住民、学識経験者、人権NGOへの聞き取りによる確認が重要である点をガイドラインで明記するよう指摘をいただいております。

また、国連のビジネスと人権に関する国連指導原則、通称ラギー原則ですけれども、また、それに基づく国別計画、日本政府で作成をしているものがございますが、これに関係をしてビジネスに関係するところについてご指摘をいただいております。黒木委員からは、ラギー原則はビジネスに関係する話ということでガイドラインでの対象範囲として民間連携事業全てとするのか海外投融資に絞るのか、そういった検討の必要性を言及いただいております。また、村山委員からは、JICAの民間連携事業についてはこのラギー原則に基づき遂行されるように、これを基本原則での言及もしくは民間連携事業に係る項目として設けて含めるようご指摘をいただいております。一方で持田委員からは、この論点は多面的な観点でよく議論するべしとのご指摘をいただいております。

続いてステークホルダーでございます。ステークホルダーの分析、洗い出しにつきましては、織田委員からジェンダー別の分析を明記するべしということのご意見をいただいております。また、意味ある協議というのがガイドラインにも記載されておりますが、この点についていくつかご意見をいただいております。織田委員からは、この「意味ある協議」の確保に向けた詳細なプロセスの確保が必要である点のご指摘を受けています。また、鈴木委員からも同様のご指摘を受けています。

木口委員、田辺委員からは、この「意味ある協議」の視点ということでステークホルダーの置かれた状況によっては事業に対する懸念を発言することが制約されるケースもあるということで、地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向の協議、捜査とか干渉、威圧、差別、脅

迫のない状況下での協議ということを具体的に明記して、ガイドラインでの要件とすべしということのご指摘を受けています。

また、ステークホルダーの協議のプロセスについてガイドラインもしくはFAQで詳細に記載して例示すべしというご指摘を、黒木委員、鈴木委員からいただいております。黒木委員からは、EIAとRAP共通でシステムティックにこのステークホルダー協議のステップをドラフト段階、詳細設計段階、工事段階で設け、説明をするよう仕組み化を行うようにご提案いただいております。また、村山委員、鈴木委員からは、このステークホルダー関与のプロセスについては、世銀ではステークホルダー・エンゲージメントプランに記載されているものですが、これと同じものを求めるものではないけれども、同程度の質を確保するように指摘をいただいております。

特に村山委員からは、JICA側の関与がないケース、また、RAPの作成プロセスの中にステークホルダー・エンゲージメントのプロセスを入れているケースはよく精査をしていく必要があるということ留意事項として挙げられております。また、ガイドラインでもステークホルダーの範囲の定義がございますけれども、同様の世銀のステークホルダーの定義を踏まえて広めに取れるようにガイドラインの記載を修正してはどうかというご提案をいただいております。

また、スキームの中でもマスタープランものでのステークホルダー協議について、木口委員、田辺委員からはカテゴリの分類にかかわらず幅広くステークホルダー協議を行うべしということのご意見をいただいております。また、ガイドライン上ステークホルダーからの指摘に対する回答を規定した項目がございますけれども、木口委員、田辺委員からは、ここの規定に関連し、適切かつ速やかな回答ということを要件とするべしということをお願いしております。

以上が人権、ステークホルダーに関するご意見でございます。

引き続きまして、テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティに係る部分でございます。PDFの18ページから20ページでございます。

まず、労働についてでございます。労働につきましては、織田委員から労務管理手順、それに類するものにジェンダーに基づく内容を含めて、ハラスメント防止の記載が重要ということの指摘を受けております。また、子供の労働問題については、今のガイドラインでもチェック項目において子供の権利として触れて網羅しておりますけれども、子供の危険労働の例示として児童労働や強制労働、また、性的虐待、そういったものをガイドラインまたはFAQで例示してはどうかというご指摘をいただいております。

また、労務管理、労働安全については包括的検討の助言においてもガイドラインに記載すべき範囲と契約で扱う範囲の整理の必要性を助言いただいておりますが、この点について黒木委員からは、この労務管理、労働安全は原則契約で取り扱われるものであって、ガイドラインでの追加的対応は必要ないのではないかというご意見、また、仮に環境社会配慮の範疇で取り扱おうとすれば、その経緯を含めてよく議論が必要だということのご指摘をいただいております。

また、杉田委員からは、この側面については、ガイドラインでは基本原則を謳い、契約では個別具体的事項を確保する、そういった整合性のある対応をしてはどうかというご指摘をいただいております。また、村山委員からは、MDBsの契約約款に対応する等の契約での取り扱いについてガイドラインに記載してはどうかというご提案をいただいております。

引き続き、汚染管理のところでございます。黒木委員からは、化学物質、有害物質の取り扱い

についてJICAとして求める原則的な内容を整理すべきというご指摘をいただいております。また、鈴木委員からは、ガイドラインの別紙2に下記のモニタリング項目がございますけれども、これを最新の知見に照らしてアップデートする必要性をご指摘いただいております。

また、病害虫の管理については、鈴木委員からガイドラインに記載するようにご指摘を受けております。黒木委員からは、環境社会配慮の範疇としてこれを取り扱う場合には、手法等を整理して参考資料の整備をする必要があるというご指摘をいただきました。

最後にコミュニティの関係でございます。地域社会の安全・保安の観点でございますけれども、木口委員、田辺委員からは、保安要員、また、軍・警察等による地域住民の安全に係るリスクがあるという警鐘を鳴らしていただいております。「保安要員の利用あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察等の関与が地域住民・労働者の安全を侵害してはならない」ということを要件とするべしというご意見をいただいております。また、コミュニティの安全については、黒木委員からは対応事例の整理、理解促進が必要だというご指摘をいただいております。

工事中の安全配慮につきましては、三宅委員から通常コントラクター等の契約で担保されるので、ガイドラインでの改めての対応は不要というご指摘、黒木委員も同様のご指摘をいただいております。

また、構造物の安全性、想定を超える災害の際の緊急事態対策につきましては、鈴木委員からは緊急事態対策の義務化は必要ないけれども、影響が大きいと予想される構造物について適切な配慮をするというような記載がガイドラインにおいて必要ではないかというご指摘をいただいております。村山委員からは、気候変動要因による想定外の事態も考慮しまして、必要に応じて緊急事態対策が策定される枠組みとしてはどうかというご提案をいただいております。

一方で黒木委員からは、環境社会配慮の範疇として扱うのかどうかということは慎重に検討したほうが良いというご指摘をいただいております。

また、コミュニティの安全に係るジェンダーの視点でございますけれども、織田委員からは、コミュニティのリスクとしてGender Based Violence、そして、SEAの問題、そういったところを重要な課題としてご指摘を受けております。ガイドライン全体でGender Based Violenceを明示すべき課題というご指摘を受けています。

黒木委員からは、このGender Based Violence等の視点は環境社会配慮外でも主流化されているので、どのように取り扱うかは整理が必要ということをご指摘いただいております。ただ一方で、既にHIV/AIDS等の啓発活動は個別の事業でも行っているプラクティスがありますので、ハラスメント等についても同様の啓発活動を行うことは可能ではないかというご示唆をいただいております。

最後に、コミュニティにも関係しましてエコシステムサービスについてでございます。村山委員からは、コミュニティが受ける生態系サービスへの影響の視点はガイドラインの範疇であるということでご指摘を受けております。一方で、持田委員からは、ここは総合的な視点で検討が必要ということのご指摘を受けています。黒木委員からは、具体的な手法について対象のコミュニティをどこまで含めるのかという範囲については、例示が必要だというご指摘を受けております。同様に鈴木委員からは、この分析の検討・手法は明確化することが必要だというご意見をいただいております。

以上、労働、汚染管理、コミュニティに関する意見のご紹介でございました。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

ステークホルダーの関与についてはいくつか改善のご提案をいただいております。また、特に労働については確か前回、八木委員からもご質問があったと思いますけれども、実はこれまであまりガイドラインの中ではカバーし切れていなかった面があった新しい領域でございますので、若干模索をしていくところがあるかと思えます。今のご説明に対して補足ですね、紹介したご意見の中で補足あるいは強調したい点がございましたらいただきたいと思えますけれども、まずオンラインでご参加の委員の皆様、とりわけこの件については織田委員、ぜひご発言をいただきたいと思えますけれども、聞こえますか。織田委員、聞こえますか。

○織田委員 失礼いたしました。聞こえておりました。

たくさん書いているとおりになんですけれども、やはりハラスメントとか、性的搾取というのは女性に対することだけでなく子供に対してもかなり取り上げられておりますことから、いろいろ幅広い人権の観点から入れたほうがいいと思えます。繰り返しではございますけれども、確かに今まであまり書かれていなかったことですが、重要だと思えますので、強調したいと思えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにオンラインでご参加の委員の皆様、ご発言を頂戴したいと思えますけれども、いかがでございますでしょうか。

それでは、会議室のほうに戻しまして、会議室でご参加の委員の皆様、ご発言がございましたら。

それでは、木口委員、お願いします。

○木口委員 ありがとうございます。木口です。

106のところで書かせていただいております追加でのコメントですが、1番下書いてありますように政治的なこと、憲法ですとか刑法で言論の自由等が著しく制限されている国というのもあります。それが結果として表現の自由ですとか意味のあるステークホルダーの参加に非常に影響するというので、114のコメント、132のコメントにも関連してきているというふうに思っております。この点について議論を深めていきたいと思っております。

それから、東南アジアの国に関してはJICAのほうで法整備等やっていらっしゃる国もあって、法律的なことにも知見をお持ちだと思いますので、ぜひそういったところも生かしながら人権配慮につなげていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほか、会議室でご参加の委員の皆様、もしございましたらご発言いただきたいと思えますけれども、よろしいですか。

あと、傍聴室でご参加の傍聴者の皆様、声が届いていますでしょうか。もし今の件もそうですけれども、これまでの件で何か発言を希望されることがございましたら頂戴いたしますけれども、聞こえていますでしょうか、傍聴室でご参加の皆様。

○加藤（め） 傍聴室です。

○原嶋座長 どうぞ。傍聴室でご参加の皆様、声が聞こえておりますでしょうか。もしご発言の希望がありましたら頂戴いたしますけれども、声をかけていただけますか。

○加藤（め） 恐れ入ります。202会議室です。聞こえますでしょうか。

○原嶋座長 聞こえます。

○加藤（め） マイクトラブルで失礼いたしました。1名ご発言を希望されている方がいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

○原嶋座長 お名前とご所属をお願いします。

○岡野氏 傍聴室でございますが、よろしいでしょうか。

○原嶋座長 どうぞ。お名前とご所属を教えてください。

○岡野氏 岡野と申します。傍聴をしておりますECFA、海外コンサルタンツ協会でございます。

先ほどのちょっと追加的なコメントをさせていただきたいと思っております。135番で私どもの代表の黒木委員からのコメントの部分のお話をご紹介いただいたんですが、例えば構造物の安全についての135番のコメントの部分でございまして、これは結構ここで私どもの中で議論したときに強調、声が多かったのは、これは導入するかどうかは慎重な協議の下でということが重要だということと、併せてもしもこれをやるという場合は、1番最後の行にありますように、専門家の配置と、あと、必要なしかるべき経費の投入というもの、これが合わさっていることが必要だということを併せて主張するべきだというのは結構強調していましたので、それを併せて両面からちょっと見ていただきたいというのがコメントであります。

補足させていただきまして、ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

傍聴室は、ほかよろしいでしょうか。

○加藤（め） ほかにございません。

○原嶋座長 ありがとうございます。今の点はコメントとして頂戴いたします。どうもありがとうございました。

ほかに今までの点で何かございましたら、全体に渡りましてでも結構ですけれども、いただきたいと思っております。これまでご発言を頂戴していませんのは、石田委員、近藤委員、杉田委員、日比委員、八木委員、山谷委員、三宅委員ですね。まだ頂戴しておりませんが、もし何か今のところでご発言ありましたら頂戴いたしますけれども、サインを送っていただけますでしょうか。

それでは、一旦また先に進ませていただきまして、その都度またサインを送ってください。

それでは、続きまして、テーマ⑦、⑧ということでよろしく願いいたします。

○小島 改めまして、小島でございます。テーマ⑦の自然生息地のご説明をさせていただきます。

まず、テーマ⑦の自然生息地なんですけれども、146から172の27個のコメントをいただいています。それらについてご説明を試みます。

まず最初、146から149にかけて自然生息地の考え方というところでいただいています。鈴木委員から生物多様性の保全について、現行ガイドラインでは明確に読み取れないことがあることから、生物多様性保護を図ることを明記すべきというお話、それと日比委員から、全体的・総合的に地球の生物多様性の保全にJICAがどう貢献しているかという視点も入れるべきだということのご意見をいただいているという認識です。

続きまして、150番から152番にかけて予防的アプローチという言葉についてのコメントをいただいています。黒木委員からプロジェクトの影響、従来のやり方をより大きく想定する考え方になり得るというところで、調査に係る時間あるいはコストに影響を与えることから適切な確認・管理が必要ですよというところがございます。

あと、鈴木委員からは、生物多様性の評価手法、特に世銀が規定するmodified habitatというところにおける生物多様性の評価手法を明確に示す必要があるというもののご意見をいただいています。

続きまして、153番から155番にかけて生物多様性オフセットに関するご意見をいただいています。杉田委員から最終手段であることを認識しながら、支援対象国の能力に懸念がある場合には、それでおしまいにするのではなくて、知見や技能の強化を図る支援を提供して、導入を実現するための道筋をつけるということもいいんじゃないかというご意見をいただいています。

156番から161番にかけて生息地の区分についてのご意見をいただいています。日比委員から、重要な生息地を特定する上で絶滅危惧種は重要な指標だが、コミュニティが生息地から享受する生態系サービスについてもきちんと踏まえるべきだろうというお話、それともう一つは調査の限界というものを認識する必要がある一方、新たな調査手法もあるというところでいくつかエッジ効果、ドローンの活用、遺伝子バーコーディングなどのご提案をいただいているというところがございます。あと、もう一つ日比委員からいただいているのは、生態系と社会に関するつながりについてきちんと影響評価に含めるべきというようなご意見です。

その後、村山委員から生息地区分は相手国の生息地の状況の把握が前提であることから、情報が不十分な場合は慎重な対応が必要だろうというご意見をいただいています。

続きまして、162番から164番にかけてプライマリーサプライヤーの対応というところでいくつかご意見をいただいています。黒木委員からは、対応する場合の具体的な時期あるいはその方法について明らかにすべきというお話、それと三宅委員から、チェックの義務が発注者側に存在するものであれば問題ないが、コントラクターは砂利や木材などの資材がサプライヤーにより環境に影響が少ない方法で取得されたものであるかまでをチェックすることには、権限、費用、ノウハウなどの問題があり、なかなか難しいというようなご意見をいただいています。

165番から172番にかけてなんですが、現在のガイドラインにおいては、保護区では原則事業を実施しないという原則につきましてご意見をいただいています。石田委員、黒木委員からは、一律に回避するのではなく、指定目的に合わせた相手国の法規制および管理計画に沿って事業実施の可否を判断したらいいんじゃないかというご意見、他方、日比委員からは、自然環境、生物多様性の保全を逆行することないようにすべきという話、あと、法的な保護下にある重要な生息地の保護水準が下がることのないようにすべき、あるいは法的な保護下でない重要な生息地の保護水準が高まるような見直しとすべきというようなご意見をいただいています。

村山委員からは、重要な生息地を客観的に特定することは需要が十分でない可能性があるため、相手国法制度の保護区も参照した上で重要な生息地を評価し、制度上の保護区で事業を実施しようとする場合の要件について、現行のFAQを基に基本的な考え方をガイドライン本文に記載すべきというようなご意見をいただいています。

以上が自然生息地、テーマ⑦に関していただいたご意見でございます。

テーマ⑧ですね。住民移転と先住民族ということで、これは173番から197番にかけての25個の

ご意見をいただいています。

173番、174番におきまして、助言の内容には地役権を検討すべきというのが趣旨だったと考えているのですが、それに当たってはきちんと事例を整理してFAQなどに考え方を例示すべきというようなお話をいただいています。

175番から187番、住民移転に関するご意見をいただいています。木口委員、田辺委員から4つほど意見をいただいております、一つ目が移転・生計喪失に係る補償の合意形成に当たっては、住民の真の意味の理解が必要というもの、二つ目が補償の算定基準は公開されるべきというご意見、3つ目が移行期間の支援、住民の方が移転する間の移行期間の支援をきちんとすべきだというご意見、それと4つ目が住民移転計画の公開の時期についてもう少し早められないかというようなご趣旨だと考えています。

黒木委員からは、現地制度とガイドラインの趣旨の間にギャップがある場合の対応について検討すべきというご意見、それと、織田委員からは、移転の際にはどうしても女性の意見がないがしろにされる可能性があるということで、女性の視点をきちんと入れるべきというご意見、村山委員からは、生計手段が変更した場合の影響について踏まえるべきというご意見をいただきました。

移転した結果の事後評価ですね、それについて黒木委員、鈴木委員、杉田委員から事後評価で移転した方々の満足度を確認すべきだというご意見、アウトカム調査もやるべきだというご意見をいただいているところでございます。

188番において、これはいただいた助言なんです、ESSにおいては先住民族の呼び方についていろいろ長い名称を活用しているのですが、それについてはきちんと趣旨を踏まえればいだろうという助言をいただいておりますが、それについて異論ありませんというご意見をいただいているところでございます。

189番から196番にかけて先住民族とFPICに関するご意見をいただいております。織田委員、木口委員、田辺委員からは、FPICのCですね、コンセントとすることの趣旨に賛同するご意見、黒木委員からは、先住民族で地域で案件を実施する場合は、案件が実際に始まる前にきちんとその状況を把握すべきというご意見、村山委員からは、IPP、Indigenous peoples planの必要性、黒木委員からは、IPPについてなかなか情報がないので、JICAやほかのドナーのIPPを示してほしいというご意見をいただいております。鈴木委員からは、Indigenous peoplesだけではなくて、もう少し概念を広げてvulnerable peopleという概念にして計画を策定すべきというご意見だと承知しています。

最後ですね、197番におきまして文化遺産についての助言が入っていますが、黒木委員から環境社会配慮という専門性を持った要員の専門性の範疇を超えるため、そういうものに取り組む場合は、そのような専門性を持っている方が必要というところ、あと、取り組んだ事例があれば説明してほしいというご要望がありました。

以上が⑧番までご説明しましたが、残り4つほどその他という分類のご意見をいただいておりますので、引き続き説明させていただきたいと思っております。

198番に該当するものでございます。まず、黒木委員から助言委員会の運営についても見直しを予定されているのかご教示いただきたいというご意見、それと、第5期の最後に委員長が報告書を提出されましたが、それについて説明していただけないかというご意見ですね。それと、助言委員の選定に当たっては、様々な専門性を持っている方々を選んでくれないかというご要望をいただい

ているという認識でございます。

次、199番、引き続き黒木委員なんですけれども、世銀のESSを踏まえる場合、様々な多様な項目が含まれることになりますので、コンサルタントのご負担を踏まえて専門性や契約期間あるいはコストについてきちんと配慮すべきというようなご意見だと承知しています。

200番、村山委員からご意見をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症についてのご意見ですね。ステークホルダー協議や調査において配慮すべき事項あるいは新たな技術の活用などについて記載してはどうかというご意見だと承知しています。

最後、201番ですね。木口委員、田辺委員からいただいておりますが、冒頭、田辺委員から指摘があったとおり、今後のガイドライン改定の諮問委員会での資料の作り方について、あるいは説明の仕方についてご意見をいただいて、先ほどご回答したとおりというふうに認識しております。

以上がテーマ⑦番、⑧番、そして、その他と分類させていただいた項目についての概要説明でございます。以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、自然生息地と住民移転、これはガイドラインの中でも非常に重いテーマでございますので、論争的な部分もいくつかあろうかと思っておりますので、ぜひご発言をいただきたいと思っておりますけれども、まずオンラインでご参加の委員の皆様の中でご発言を希望される方はサインを送っていただけますでしょうか。とりわけ日比委員ですか、まず口火を切っていただいたほうがよろしいかと思っておりますけれども。

○日比委員 日比でございます。ご指名ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○原嶋座長 よろしく申し上げます。

○日比委員 ありがとうございます。

自然生息地に関するコメントをいくつか出ささせていただいて、基本的には先ほどご紹介をいただいているんですけれども、やはり全体として考えるべき点として、例えば去年のIPBESとか、今年のGBO5、地球規模生態系概況報告書など、生物多様性、自然環境に関する国際的な報告書がいくつか近年出ていて、やはりどれも地球の生物多様性、自然環境の状態は悪化の傾向が止まっていないと、むしろ加速しているという評価が出ておりますので、まず全体として自然生物多様性がどういう状況にあるのかというのを踏まえたうえでガイドラインでの対応を考えていかないと、つまり仮にこれまでのガイドラインと同じレベルを維持したとしても、全体としては自然環境、生物多様性への影響は悪化が続いているという傾向になりますので、やはりそれを緩める、止めるあるいは逆転させるというのが、特に来年に延期された生物多様性条約会議なんかでもそういう方向性が出てくるかと思っておりますので、やはり全体として自然環境、生物多様性への影響を見る上で、ガイドラインの改定がいわゆるダイリ्यूション、すなわち効力の弱体化にならないようにするというのが1番重要なことだと思います。

それをしていくうえでは、特に論点として一つは保護区とかあるいは生態系のリスクレベルで管理していくのかという話もありましたけれども、やはり全体として見ていくところが重要で、例えば保護区であれば事業をするよりしないほうが当然いいわけですがけれども、一方で保護区で事業をしなければ自然環境を守れるかというところ必ずしもそうでもないというところが現実としてはあるので、そのあたりをフレキシブルに見つつ、全体としては強化すると。かつ、配慮を強めることで開

発効果を制限するというのではなく、開発効果もより高めて、かつ自然環境への影響を緩和する、最小化するという方法もあるかと思いますので、全体的な視点を持って議論したうえでガイドライン化していくことが必要なというふうに思います。特に保護区についてはずっと議論があって、私も最近また考えていて、やはりもともとの保護区規定は相手国の法制度を尊重するという目的で入っていますので、そこも十分踏まえた上でどういう形が一番いいのかというのを議論していくべきかなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかのオンラインでご参加の委員の皆様の中でご発言ありましたらサインを送っていただきたいと思っておりますけれども、鈴木委員、聞こえますか。お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。今の日比委員のご発言とも絡んでいるんですけれども、143番で私が述べた意見についてちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

今までのJICAのガイドラインだと、割と保護区域をどうしようかという話を中心と受け止めています。恐らく環境社会配慮のガイドラインだけでは、IPBESの話とか、あるいは愛知目標を達成することができないといった課題に対応できません。別途の形で、環境政策として保護地域を増やしていくという話をしていく必要があるんだろうとは思いますが、保護区域を守るか守らないかという話に関わる部分もあります。実態として保護区域、自然生息地として適切に担保されているか、あるいは担保はされていないけれども、必要があるかといった話とは別に、いわゆる貴重な自然を守るという話だけではなくて、むしろありふれた自然を一体どう保護・活用していくのかという点が生物多様性の考え方から出てきて、それがまさに改変された生息地というような世界銀行の考え方にもつながっているんだろうと思っております。

JICAのガイドラインの中で書かれている話は、ほとんどいわゆる自然生息地をどう守っていくかみたいな考え方での記述というのが中心になっていて、幅広い意味での生物多様性を守るとか、生物多様性の増進を図っていく、それによっていかに生態系サービスを確保していくかといった考え方というのがうまく表現されていないんじゃないだろうかという点を私は気にしたので、生物多様性に対する取り組みの考え方というのを明確にさせていただけないだろうかということを申し上げたかったわけです。

以上、私のコメントの補足説明ということでお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○原嶋座長 どうも貴重なご指摘ありがとうございます。

一つだけ鈴木委員、逆に質問させていただいてよろしいでしょうか。

○鈴木委員 どうぞ。

○原嶋座長 従来ガイドラインはどちらかというと貴重種を守るとか、法律で守られている保護区を守るということが比較的中心だったことはもうご指摘のとおりでありまして、その視点を抜本的に変えるというご指摘なんですけれども、鍵になるというのはどこを変えるかということになるんでしょうけれども、鍵になるのはどういった点になるのかももう少し具体的なヒントがあれば頂戴したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木委員 それは私の意見から言うと151番にかかってくるんですけれども、いわゆる世銀がや

っぱり概念を非常に広げたと言えると思います。改変された生息地というmodified habitatという考え方を導入してきています。では、このmodified habitatというものを一体どういうふうに我々は考え、扱っていったらいいんだろうかという点が問題になります。これは非常に難しい話で、言ってみれば国内的には武蔵野の雑木林みたいなところを一体どうするんだろうとか、新潟の田んぼを一体どこまで改変してもいいんだろうかと、そういった議論になってくるので、modified habitatの扱いをどうするかということについてのJICAなりの考え方を整理しておかないとまずいんじゃないだろうかと考えます。

昔、1980年ぐらいに地域環境管理計画づくりという話を私は当時の環境庁でやっていたことがあります。そのときにもやはり特別に貴重ではない自然をどのように保護・利用すればよいかについて地域における合意形成が必要だという議論をしていました。そういった考え方がそのまま相手国で受け入れられるのかどうか、また、そういう考え方に基づいてのmodified habitatの取り扱いができるのかということは、かなり議論を要するところだろうと思います。

従って、この点についてどうするかということをしっかりJICAなりに整理しておかないと後々困ることになるんじゃないだろうかなと思います。そのあたりの議論を自然関係の専門家を含めてきちっとやってほしいなというのが私の希望だったわけです。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。今の点、特にキーワードとしては世銀の中でも示されているmodified habitatという概念についてどう考えていくかということについては、宿題という形で頂戴したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、ほかに自然生息地、あと住民移転についても含めましてご意見を頂戴したいと思います。住民移転に関しては、まず田辺委員に口火を切っていただいたほうがよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○田辺委員 すみません、ちょっと木口委員にこの点をお願いできますか。

○原嶋座長 木口委員、お願いします。

○木口委員 175番で挙げているところなんですけれども、移転・補償合意文書等の手交に関する要件ということで意見を挙げさせていただいています。対象者に資産調査結果等がきちんと手交されているということを確認するように改定していただきたいと考えているんですけれども、手交が目的化しているというよりは、きちんと対象者の方が合意内容を理解して、かつ自分の手元にきちんとした証拠を持って後に例に挙げてありますような混乱を避ける、という意味で挙げさせていただいています。

それからもう1点なんです、178のところ住民移転計画の作成・公開時期に関する要件ということで、先ほどご説明でRAP等を早く公開というご説明をいただいたかと思うんですが、時期を早めるというよりは今までのケースで移転が始まって住民の方たちがいろいろと行動し始めているときにRAPの最終版を公開されるという状態で、結局そのRAPが被影響住民の方たちは参照できないような状態というのが発生しているケースが見受けられます。それについてきちんと順序を整理して影響を受ける方たちがきちんと自分たちの権利等を確認しつつ、生計回復を図れるような形での移転が実行できるように、ちゃんとRAPを生かせるような状態にさせていただきたいという趣旨です。

以上です。もし田辺委員、補足ありましたらお願いします。

○原嶋座長 田辺委員、もし補足ございましたら遠慮なくご発言ください。田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 特に大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、今いくつか重要な点について強調していただきましたので、また次回以降、少し具体的に議論が出てくるとお思いますけれども、自然生息地と住民移転、全体にわたりまして補足等ございましたら今頂戴したいとお思いますけれども、オンラインでご参加の委員の皆様、いかがでございましょうか。

それでは、会議室でご参加の委員の皆様、木口委員からも頂戴しましたけれども、ほかの委員の皆様の中で自然生息地と住民移転ですね、これについても実務的な面から黒木委員からコメントを頂戴したほうがよろしいかなとお思いますけれども、よろしいですか。

○黒木委員 自然環境の面だと、具体的に法にのっとってラムサール条約地とか、その国のナショナルパークとかというところは非常にわかりやすい事例なんですけれども、KBAとか保全林みたいなところが最初からどのような地域かをコンサルタントに委ねられて調査すると手戻りがあったりするものですから、その始まる段階である程度審査部なりに関与していただいて、ある程度重みづけを判断しておいていただけたらかなりスムーズな調査とか可能な限り予防的なアプローチが取れるところもありますので、そういったご協力もいただきながら進められると1番良いのかなとは思っています。

あと、1点、木口先生にちょっと質問なんですけれども、この合意書の手交というのはいつのタイミングをイメージされてこれは書かれているのかという質問です。

以上、2点です。ありがとうございます。

○原嶋座長 今2点ございまして、1点については具体的に木口委員、田辺委員からご提出いただいた文書の中で合意書の手交ということのご提案がありまして、これはなかなか実務面でどういうタイミングなのかということなんですけれども、もし具体的に何かレスポンスがありましたら、木口委員あるいは田辺委員から頂戴できましたらお願いしたいとお思いますけれども、いかがでございましょうか。

○木口委員 私どもの理解では、住民の方の合意がなった際にきちんと証明としてその関連書類がその方に渡っているというところなんです、具体的にそれが事業上のどのタイミングになるかというのは、多分コンサルタントのほうがお詳しいかとお思いますので、逆にご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○原嶋座長 ちょっとこの点についてはまた少しどちらかという運用に近いところですから、もし手交ということ具体的にガイドラインの中で要件として加えていきますと非常に重要なことになって参りますので、今後の課題ということで少し議論させていただきたいとお思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今のでちょっと一つポイントとしてノートしておいていただけますか。

それでは、ほかに。日比委員、聞こえますか。どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

先ほどKBAについてのコメントをしていただいている、ご参考までということなんですけれども、

KBAはかなりデータも集まってきていて、地図情報も含めて国際的なネットワークでそれがシェアされるような仕組みももうできてきていますので、そういったものを活用していけば、むしろ逆に重要な生態系を特定するという上では、特に影響評価時点の作業というのはかなり軽減できるんじゃないかなというふうには思っております。KBAのクライテリア自体は、これまでのJICAのガイドラインの重要な生態系よりも厳しいものになっていますので、JICAでいうところの重要な生態系の全てをカバーできるわけではないんですけれども、少なくともより厳しい部分というところにおいては逆に作業等が軽減できる方策はいろいろあるかと思えます。ご参考までです。

○原嶋座長 ありがとうございます。

日比委員、聞こえますか。ちょっともし可能であれば、先ほど鈴木委員からご指摘ありましたけれども、改変された生息地という概念ですね。どちらかという保護区というよりは手が加わった土地というような印象ですけれども、こういった概念とガイドラインというのどのような扱いを考える可能性があるのか、もしご意見がありましたら頂戴したいと思いますけれども。

○日比委員 承知しました。

先ほど鈴木委員も確か最初におっしゃったかとは思いますが、改変された生息地にしろ、あるいは絶滅危惧種の生態系にしろ、大本の生物多様性なのか自然生息地なのか、どういうレベルで何を目指した保護あるいは配慮をしていくのかというところがこれまでガイドラインではあまり明確に明記されていなかったというところがあるのかなと。例えば絶滅危惧種というのもこれ本来はあくまで指標であり手法であるはずなんです。絶滅危惧種を守ること自体が環境配慮の最終目的では本来なくて、それを通して地域の自然環境、そして地球規模の生物多様性、自然の価値を守るというところであると思うんですけれども、改変された生息地の場合は絶滅危惧種という指標が使えないケースも出てくると。では、改変された生息地は地域の自然環境、あるいは地球の生物多様性に貢献しないかといえ、そういうことではないわけで、次の段階として生態系サービス、そこに改変されていようが、あるいは自然だろうがは別にして、その自然から得られる様々な恵みというものを特に地元のコミュニティがどのように恩恵を受けているのかというところの評価というのが必要になってくるのかなと。

なので、私もコメントにちょっとさせていただいたんですけれども、社会的影響と自然環境の影響という境界線がだんだん曖昧になってくる部分はあるのかなというふうには思っていますので、そのような視点も考慮してガイドラインの構造自体もひょっとしたら工夫するようなことを考えないといけないのかなというの思っております。ちょっとお答えになったかどうかはあれですけれども。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。

それでは、今自然生息地、住民移転ということで、あと先住民、これも新しいコンセプトの導入ということを議論することになってきていますけれども、今までのことを含めまして、その前でも結構でございますけれども、もし確認あるいは補足、あるいは強調したい点、あるいは他の委員の意見に対する確認などございましたら遠慮なくここでご発言をいただきたいと思っておりますけれども、まずオンラインでご参加の委員の皆様、石田委員ですね。石田委員、聞こえますか。

○石田委員 聞こえます。そちらは聞こえていますか。

○原嶋座長 よく聞こえております。よろしく申し上げます。

○石田委員 よろしくお願ひいたします。

だいぶ前の話に戻って恐縮ですが、理念、気候変動の箇所で1点だけ申し上げておきたいことがございます。石炭火力のところでございますけれども、SDGsやパリ協定の目標達成に向けましては、世界全体の脱炭素化あるいは長期的なカーボンニュートラル、総理の施政方針演説でも述べておりますので、そういったものに貢献することは大変重要であると思っております。本ガイドラインにおいても、そういったSDGsあるいはパリ協定といったような国際潮流を反映することは肝要であると思ひます。

一方で、本ガイドラインというのは協力事業全体の環境社会配慮の手續などを示しているというふうに思ひますので、個別具体のセクターの詳細な方針について記載するというのは、全体のバランスを欠くということもございまして、また、意見書の中でも記述されておられる委員もおられますけれども、インフラ海外展開に関する新戦略の骨子というのが現時点での日本政府の石炭火力の輸出の方針ということについて触れている文書でございまして、そこに記載されているところでは、個別の事情に応じた判断が求められるということもございまして、そういった点から石炭火力発電について環境ガイドラインに詳細な方針を記載するということが適切ではないのではないかとこのように考へておられますので、意見して申し上げます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかのオンラインでご参加の委員の皆様、遠慮なくご発言をいただきたいと思ひますけれども、いかがでございましょうか。前のほうのテーマに遡っていただいても結構でございまして、全体にわたりましてご指摘ありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

鈴木委員、聞こえますか。お願ひします。

○鈴木委員 実は先ほども申し上げたんですけれども、なかなか環境社会配慮ガイドラインの議論をしている中で、環境社会配慮ガイドラインの中だけでは処理し切れない問題というのが多々出てきているように思ひます。今の石炭火力の話にしても、本来ならば日本のODA政策全体に関わってくるような話として受け止められるべきものだろうというふうに思ひます。あるいはhabitatの話にしてみても、本来日本のODA政策全体の中で論じられるべきものというのがあるんだろうと思ひます。その問題と環境社会配慮ガイドラインの中で書くべき事項というものをどう整理するかということは非常に重要なポイントなのだろうと思ひます。また、今日前段でお話ししましたように、本来アプレイザルの中で扱われるべき事項、ものによっては例えば工事中の配慮とか労働条件の問題とか、そういったものは本来であればアプレイザルの文書の中で別途の形で取り扱われるべきものというのがあるんだろうと思ひます。

ただ、では環境社会配慮ガイドラインの中で一切触れなくて良いかということ、今度は別の視点で考えると、それらの点について異議申立が出てくるとちょっと困るなということから、本来の環境社会配慮ガイドラインの枠内でなくても、何らかの形で触れておいてほしいと考へています。そういった意味で、このアプレイザルとか、そもそも環境政策全体として捉えるべき事項、アプレイザルの中で扱われるべき事項、それから、環境社会配慮ガイドラインの中で取り扱われるべき事項、それから、異議申立ということ念頭に置いたときに、本来環境社会配慮ガイドラインの枠内ではないかもしれないけれども言及することが望ましい事項についての関係をぜひ整理していただける

とありがたいなと思っています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ちょっと1点鈴木委員に確認させていただいてよろしいでしょうか。

○鈴木委員 どうぞ。

○原嶋座長 異議申立がカバーする範囲と環境社会配慮ガイドラインがカバーする範囲、環境社会配慮ガイドラインの不遵守が異議申立の対象になるというのが今の立てつけではあるんですけども、アプレイザルとかあるいは国の政策とか、それを超える部分について異議申立の中に含めるような方向、どっちかという前広に含めるような方向のほうが好ましいというようなお立場で理解してよろしいのでしょうか。あるいは限定するとか、ちょっとそのあたりの感覚というかニュアンスをクラリファイしていただければありがたいんですけども。

○鈴木委員 本来異議申立というのは、この環境社会配慮ガイドラインの中で扱われるべきものに対して行われるべきだろうと思います。ただ、現実の問題として異議申立をする人たちというのは、そこまで厳密にもの考えているわけではなくて、実際問題として自分たちが心配だ、問題があるんじゃないかと思う事項については異議申立をしていくというケースが多々あります。これは世界的に見ても世銀にしてもADBにしてもやっぱりそういうケースというのは多々出てきていると理解しています。異議申立を審査する立場からすると、異議申立が出てきてからそれをどう処理するかというよりも、異議申立が出てこないように事前の段階でよく説明をしておくということが必要だろうという意味で、異議申立が出てくるかもしれない事項については幅広にある程度カバーをしていくということが好ましいのではないかというのが私の感覚であります。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。承りまして、今後の検討に役立たさせていただくようにします。

それでは、ほか、あとオンラインでご参加の委員の皆様、もしご発言ありましたら頂戴いたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、会議室でご参加の委員の皆様、いくつか論点が出てまいりまして、前のものに遡っていただいても差し支えないので、ご指摘あるいはご発言をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

では、八木委員、お願いします。

○八木委員 ありがとうございます。

各委員から論点の①から⑧までそれぞれ207の意見が出され、こうした意見を環境社会配慮ガイドラインそのものではなくて、環境社会配慮というJICAがプロジェクトを実施する際の大きな枠の中でどこにどういうふうに位置づけるかということ、今後の議論できちんと整理していくことが非常に重要になってくるのかなと思います。

それから、今回ご紹介をいただいた提出意見のほかに、インドの北東部の先住民の方からの意見というのが我々に配られているのですが、配付されている趣旨を確認をさせていただければと思います。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今2点ご指摘いただきまして、2点とも一言ずつコメントいただいて、2点目はちよっ

とご説明いただいたほうがいいと思いますので、まず大枠で対応するということと、今回のインドの方々からのサブミッションについての扱いについて、2点一応対応をお願いしていいですか。

○折田 まさに1点目につきましては、ご指摘いただいたとおり対応してまいりたいと存じます。

2点目につきましては冒頭のところでご説明をさせていただこうかと思ったところでしたので、今ご質問いただきましたので、ありがとうございます。

○古賀 資料につきましては、すみません、冒頭でご説明すべきでしたが、説明が遅れまして申しわけございません。先月、諮問委員会宛てにインドの方を中心に先住民族に関するレターを受領しております。こちらは事前に諮問委員の皆様に参加資料として送付をさせていただいております。こちらの取り扱いでございますけれども、本諮問委員会の中では、諮問委員の皆様が中身をご覧いただきまして、委員会での議論に資するとお考えになる個別の点がございましたら、諮問委員の皆様ご意見の一部として取り上げていただいて、議論に含めるということでさせていただきたいと考えております。

なお、事務局といたしましては、レターの中で提案されている点が何点かございますけれども、現時点の改定に係る論点に含まれているものかなと理解しておりますので、今後の諮問委員会の議論中でカバーされていくものと考えております。

○原嶋座長 今の点、ご説明はよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。ほか、会議室でご参加の委員の皆様、もしご発言ありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ木口委員。

○木口委員 5の人権、ステークホルダーのところ追加でコメントさせていただきたいと思えます。113番でマスタープランに関する意見というのを出させていただいているんですが、こちらでマスタープラン策定の場合にはステークホルダーの方との協議を広く行っていただきたいという点です。その結果を……

○原嶋座長 木口委員、何番ですか。

○木口委員 すみません、113番です。

○原嶋座長 113番です。どうぞ進めてください。すみません。

○木口委員 ステークホルダーの方からの意見をきちんと反映させていただきたいというコメントです。こちらなんですが、マスタープランをざっと見たところで、まだきちんと整理できていないんですが、多くの場合、都市開発ですとかエネルギー関係など大きなインフラ事業につながるようなマスタープランに関しては、カテゴリBで分類されていることが多いようで、一応情報公開等の対象になっているという理解でおりますが、カテゴリBですと、必要に応じて協議をするですとか、「必要に応じて」ということが必ず入ってしまって、Aのように必ずステークホルダー協議があるとか、助言委員会に上がってくるということがないので、なかなか多くの方の目に触れる機会にならないものになっているかな、というところを懸念しております。

それから、ここに挙げたケースなんですけれども、ミャンマーの件で電力開発計画プログラム形成準備調査とあるんですけれども、これマスタープランの支援の調査なんですけれども、これ自体がガイドライン上マスタープランとして扱われているかどうかというのは少し明確でなかったのと、このようにマスタープランを策定するためのサポートの調査というのがどのような扱いになっているの

かというところをもしきちんとした何か基準等あれば、JICAのほうからご説明いただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。

JICAの側、今の段階でもし可能な範囲で。よろしいですか。

○加藤 ご指摘ありがとうございます。今ご質問が最後にありました点ですけれども、挙げていただいた個別案件についてどうであったかは私も今手元に情報ございませんが、通常マスタープランとするものは開発調査型技術協力で取り扱われているものですが、そうではないものでマスタープランに類似した対応がなされるものについても、そういったガイドラインの趣旨を踏まえながらJICAの中では対応しているところがございます。

以上です。

○木口委員 ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、ちょっと会議室の換気の必要がございますので、ここで10分休憩をさせていただきます。もしこれまでのところでご質問や強調すべき点がございましたら休憩明けに頂戴いたしますので、ご準備といたしますか、よろしくお願いいたします。

傍聴室でご参加の皆様、聞こえますでしょうか。もし今の段階でご発言のご希望があれば休憩明けに頂戴いたしますので、準備といたしますか、よろしくお願いいたしますと思いますので、休憩に入ります。30分再開でお願いします。

16:21 休憩

16:31 再開

○原嶋座長 それでは、再開をさせていただきます。

まず、これまでのところでご発言がございましたら、ここでまとめて頂戴したいと思いますけれども、まずオンラインでご参加の委員の皆様、いかがでございましょうか。

近藤委員、聞こえますか。

○近藤委員 近藤でございます。

○原嶋座長 よろしく申し上げます。

○近藤委員 座長、ありがとうございます。あと、本日は多々ご説明いただき、ありがとうございます。手短になんですけども、前回の委員会の場でも少し申し上げたんですが、全体的な話としてちょっとコメントを申し上げます。

先ほども八木委員、鈴木委員、さらに石田委員からもありましたけれども、今後の議論の進め方としては、これだけ多種多様のご意見がある中で、では何を一体ガイドラインに落とし込んでいくのかといったところが非常に重要であって、これを行うに当たっては、やはりそもそもこのガイドラインというものが何を目的として存在しているのか、その目的を実現するためにはこれまで10年間取り組んできた結果、何が足りなくて、どういった要素を加えればいいのか、そういった検討が必要になってくるんだと思います。そこはまさに次回でしょうか、恐らくJICAさんからお考えというのが示されて、それを踏まえてさらに議論をしていくということになると思うんですけども、ここで恐らく重要だと個人的に思っているのは、全てを盛り込むというのは恐らく現実的ではなくて、何を盛り込むことがガイドラインの改善にとっていいのか、そうじゃないものはどういったところ

で手当てすべきなのか、そういったこれまでもありましたように整理と申しますか、仕分けと申しますか、そういった作業が必要になってくるのかなと思っております。

それと同時に、あとは最終的な改善の結果の仕上がりのイメージといったものについてある程度委員の皆さんの間でも相場観なりが出来上がっていかないと、なかなか議論を収れんさせていくのも難しいのかなという印象は受けておりますので、そこはやはり先ほど申し上げたように今後示されるということでありますJICAさんのお考えなんかも踏まえながら議論していくというのが重要になってくるのかなと考えております。

以上でございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。

山谷委員、聞こえますか。

○山谷委員 聞こえております。よろしいでしょうか。

○原嶋座長 お願いします。

○山谷委員 私も今の近藤委員のご意見に賛成しております。というのは、私自身は今回初めて参加しましたけれども、これまでやってきたことがどういうところに問題があったのか、あるいはどういう課題があったのか、この評価みたいなものがあれば私のような初心者にもよくわかりやすく、これからの議論のプラスになると思います。その際に一つお願いしたいことがありまして、というのはお話を聞いていますと、どんどん皆さんのご意見が拡散するような感じがあるんですね。そうしてきますと、これが果たしてJICAのガイドラインなのか、それとも日本政府のガイドラインなのか、さらには、国際社会でこうあるべきだというガイドラインなのか、そのところがどうも見えづらくなっていると。そういうところで私ぜひお願いしたいのは、JICAのガイドラインであるならば、かなり具体的にJICAのガイドラインであるところに留意していただいて、議論を収れんさせる方向も必要ではないかと、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○原嶋座長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。

オンラインでご参加の皆様、ほかにございますでしょうか。

三宅委員、聞こえますか。

○三宅委員 聞こえております。

○原嶋座長 お願いします。

○三宅委員 今の2名の委員の皆様の話の範疇に入ることでございますが、今回非常に精緻な多くの意見を取りまとめていただいておりますが、このガイドラインの改定ということの委員会でございますが、今の議論を見ても、元のガイドラインが200ページとか300ページとか、そういったものの改定をするのではないかというような精緻な話になっておりますが、実際現行のガイドラインは本文が17ページしか確かないものであると思います。これを一体どのようにいろいろな意見を取り込んでいくのか、この17ページが25ページとか30ページになるようなイメージをお持ちなのか、あるいは50ページにもこの際にしちゃうのかとか、そういったことの相場観ですね。財務省の委員が仕上がり感と言われましたけれども、まさにちょっとそういったイメージを最初に共有する必要があるんじゃないかと思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにオンラインでご参加の委員の皆様、ありますでしょうか。

それでは、会議室でご参加の委員の皆様からもしご発言ありましたらいただきますけれども、よろしいですか。

あと、傍聴室、聞こえますか。傍聴室でご参加の方、音声は届いていますか。ありがとうございます。

今いくつかいただいた点についてJICAの側から何か対応、今後そういったことも受け入れてということでもよろしいでしょうか。

今、近藤委員、山谷委員、三宅委員から大所高所からのご意見を頂戴しておりますので、過去の評価についてそれを基にということと、全体として拡散をしている方向にありますけれども、今後そういった議論を少し収れんする方向に向けていくということですね、こういったところを頂戴したいと思います。世界銀行のセーフガードポリシーは何百ページかにわたっているんですよ。だけれども、そこまで行くかどうか、こういったイメージについてもまた次回少し具体的なものを事務局側で練っていただくということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでのところ、テーマに関わるご意見を基に意見交換をさせていただきましたけれども、一応差し支えなければここで締めくくりとさせていただいて、残りといいますか、異議申立手続の方法について前回いろいろ原案を示したことに対してご意見を頂戴しております。今回もどちらかという、まだサブスタンスというよりはロジ的な部分が中心かと思っておりますけれども、既に鈴木委員を中心に中身に関わるご助言もいただいておりますので、今後どういう形でそういったものを反映していくかという方法論について改めて示して、またご意見を頂戴したいと思います、ご担当の方、準備できましたらお願いします。

○岡田 企画部の岡田です。

それでは、議題3、異議申立手続要綱の見直しについてご説明させていただこうと思っております。

○原嶋座長 しっかり声を張って。

○岡田 企画部の岡田です。

それでは、議題3、異議申立手続要綱の見直しについてご説明させていただこうと思っております。

異議申立に関しましては、環境社会配慮ガイドラインほどの件数のご意見を頂戴しておりませんので、環境社会配慮ガイドラインのように一覧での整理はさせていただいておらず、皆さんから頂戴しましたご意見を踏まえてご報告をさせていただきます。ご報告の流れですが、異議申立手続の概要、見直しの進め方、スケジュール案という順番になっております。特に見直しの進め方につきましては、各種情報収集・分析や本委員会での意見交換の時間を確保する観点からも、大まかな方向性をご相談させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、異議申立手続の概要です。こちらは第3回の委員会にて概要を説明いただきたいというコメントを多く頂戴しましたので、スライドを作成させていただきました。時間も限られておりますので、本日のご説明は割愛をさせていただき、ご不明な点等がございましたらご遠慮なくご質問いただければと思います。

次に、スライドの9です。こちらに飛んでいただきまして、見直しの進め方について、先ほどもお伝えのとおり本日はこちらの進め方につきまして大まかな方向性を定めさせていただきたいと考

えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

10枚目のスライドをお願いします。まず、見直しに係る規定なんですけれども、こちらは前回もご報告しましたので、ご参考までということをお願いします。

次に、11枚目のスライドです。こちらは5点に基づいて検討を行わせていただく予定になっております。前回のご報告の内容から、3ポツ目、受理されなかった案件の申立人が提出した検討結果に対する異議申立人からの意見書を追加させていただいております。こちらは受理されなかった案件の意見も参考にすべきという織田委員、木口委員、田辺委員、原嶋座長のご意見を踏まえております。また、ホームページを通じて広く意見を募集させていただくことで、申立には至らなかった案件や不受理となった案件の意見も参考にすべきという織田委員、木口委員、村山委員のご意見も踏まえたものとなっていると考えております。こちらのスライドの4番目、ホームページを通じた意見募集につきまして、次のスライドでご説明をさせていただきます。

まず、第3回で田辺委員からもご質問いただきました募集期間につきましては、30日間程度と考えております。ご意見書提出用紙の内容は前回と変わりません。言語は日本語、英語に加え、ポルトガル語、ミャンマー語を追加しております。こちらは織田委員、木口委員、田辺委員のご意見を踏まえまして、申立が受理された2案件の言語を追加させていただいております。また、こちらには記載をしておりますが、村山委員からご意見を頂戴しました前回のガイドライン改定後に実施された事業に関連したNGO等に周知すべきという点を踏まえまして、NGOネットワーク団体にご相談させていただき、NGOの方々に本意見募集の周知をさせていただくことを検討しております。

次のページをお願いします。多くの委員からご意見を頂戴しました世銀やIFCなど他ドナーの取り組みについても情報収集・整理をさせていただき、今のところ2月頃を想定しておりますが、諮問委員会でもご報告させていただきたいと考えております。その際、木口委員や田辺委員からご意見を頂戴しました異議申立制度に関する被影響住民への周知などもこの情報収集・整理に含めたいと考えております。また、鈴木委員からご意見を頂戴しました各種事例分析なども可能な範囲で情報収集・整理に努めたいと考えております。他方で、村山委員からご意見を頂戴しました異議申立審査役との意見交換の場を持つという点につきましては、別途JICAから審査役への意見、評価をお伺いすること、諮問委員会の時間も限られている中で、諮問委員の皆様からのご意見を頂戴することを優先したいことなどから、審査役のご意見、評価を丁寧に収集し、ご報告させていただくこととしたいと考えております。以上が今後の進め方についてとなります。

次のページをお願いします。最後に、今後の議論のポイントに関するご意見も頂戴しておりましたので、こちらのスライドにて列挙させていただいております。先ほどご報告の事前の情報収集・整理を踏まえつつ、4月以降にこれらのポイントを含めて意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、こちらから漏れているポイントあるいはほかにも重要なポイントなどがありましたら、ご遠慮なく事務局にご連絡いただけますと幸いです。

最後のスライド、16枚です。こちらはスケジュール案です。上の青いところが異議申立手続要綱見直しのスケジュールとなっております。本日ご報告させていただきました進め方に沿ってご意見募集や情報収集を行った後、2月に情報収集結果のご説明をさせていただくことを想定しております。その後、環境ガイドライン改定の見直しがついた段階で異議申立手続要綱に関する議論に入らせていただきたいというふうに考えております。

ご説明は以上となります。

○折田 事務局のほうから一言補足をさせていただきますが、冒頭に岡田のほうからご説明申し上げたとおり、この異議申立につきましては進め方に関係するご意見と、それから、要綱改定自体についての中身の議論で取り扱うべきものと二通りのご意見をいただいております。ボリューム感としましては、その進め方に関して10件少々と、それから、内容自体については同様に12件で今いただいているところで、後半の改定の議論の中で取り扱うものに関しましては、また改めまして今後の2月頃を想定していますが、国際機関との比較等のご報告をさせていただくときに併せてご提示させていただければと存じますので、本日は進め方のところの前回からのアップデートのご報告でご意見を賜れればと思っております。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今まだちょっと進め方ということで段取りという段階でございますけれども、今のご説明に対してご質問やご意見ございましたら頂戴したいと思いますけれども、まずオンラインでご参加の委員の皆様、ご発言ございましたらサインを送っていただけますでしょうか。

田辺委員、聞こえますか。お願いします。

○田辺委員 翻訳等々いろいろご検討いただき、ありがとうございます。プロセスについて特段意見はないんですが、各委員からの意見については一旦表にさせていただいて、情報共有いただいたほうが良いと思っています。といいますのは、恐らく調査をやった段階で改めてそれぞれ意見が出てくる可能性もあって、大分間が開いてしまう中で、その時点で数か月前の意見を表にするよりは、今の段階で各委員の質問、意見等を一旦共有していただいたほうがいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○原嶋座長 ちょっと今まとめお伺いします。

ほかにご発言ありましたら。鈴木委員、聞こえますか。お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

手続に関する議論かどうかよくわからないんですけれども、ずっと私申し上げているように、異議申立がなされて、それにどう対処するかというよりは、異議申立が出てこないようにするためにはどうしたらいいかということが国際社会の中ではずっと議論をされてきているという中で、はっきり言って日本の3機関というのは大変後発組で、この分野での経験というのは非常に少ないという状況にあります。世銀グループとかは毎年100件からの異議申立を受けているとか、EBRDにしてもIBRDにしても、たくさんの異議申立を受けてどう対処するかという経験を非常に豊富に持っています。

そんな中で、一つは異議申立の審査をする立場の人と、それから、プロジェクトの審査をする立場の人ははっきり分かれていないといけないわけですが、ただ、どういう点で異議申立があったかということについての情報を共有することは、異議申立を未然に防止するうえで非常に役に立つだろうと思います。そういった内部の仕組みづくりということも非常に重要ではないかと考えます。また、あるいは日本の3機関、JICA、JBIC、NEXIは、どの機関にしてもこれまで異議申立が僅か数件あるいはゼロといった形で異議申立の経験が非常に少ないんですけれども、そういった日本の3機関の中での情報共有システムをつくるとか、そういったことが実は非常に役に立つのでは

ないだろうかなということをおまわりコメントとして出させてもらっています。そういった議論をどこでやるのかなということをおまわり教えていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

一言お願いします。

○折田 ありがとうございます。

まず、田辺委員のほうからのコメントですけれども、現物自体については既に委員の先生方にシェアさせていただいていますので、そちらをおまわりいただければ現在までに出ている異議申立に関わることご意見は。

○原嶋座長 現物というのは人単位のものですね。人ごとにまとめたファイルの中には入っているということ。

○折田 はい、各委員からいただいたご意見集の中にももちろん全て入っていますので、そちらをおまわりいただくことも現時点で可能な状況でございます。

一方で、一定程度まとまった形で共有ということ、つまりリストのような形で共有があったほうがいいというご意見だと理解しましたので、そのところは2月まで待たずに対応するような方向で検討したいと思ひます。こちらがまず田辺委員に対するご回答です。

それから、鈴木委員からいただひているご意見ですが、これまでもご指摘いただひていて大変難しい点だとは考へておひます。昨今の国際潮流を踏まえて異議申立にまで至らないようにすることが重要だという点、何度もご指摘いただひているところと承知してひます。異議申立に至らないように、というのをどのような形で担保するかというのは、いくつかの論点があると理解してひます。異議申立までに至らないことを主眼におひいて、ガイドライン自体とその運用を適切な内容にしていくという意味で考へると、現在既にガイドライン本体の改定に係る各種検討が進んでいるところでもあり、一方、国際比較を含めた異議申立関連情報を取りまとめた中間報告は今のところ2月を想定しておひますので、それを待ってから、というわけにはひかないというのが私どもの理解ではございます。

そういう観点では、異議申立に至らないような適切なガイドラインにするべく、逐次これまでと同様に、今後も鈴木委員ははじめ各委員からそういった視点でのご意見を賜りながら、引き続き本体のほうを進めていくというのがまず一つであると認識してひているところではございます。

あとは、どういった案件について申立があったかというような点についての情報を見ていくことが重要だというご指摘をいただひたと理解してひますが、これは諮問委員会が開始されてから改めて共有させていただひておひまして、JICAに関しては、これまで申立があった件全てについてホームページで公開しておひり、例えば実際に調査にまで至った2件、それから、申立があったそのほか4件というものがご確認いただける状況にはなつてございます。

内部の仕組みづくりも含めて考へるべしというのも言及いただきましたが、このところも含めまさにサブスタンスを考へる後半のところでは議論をさせていただひいただひればと考へておひます。

完全にお答えになつてひいるかはちょっと不安なところがござひますが、まずは以上でござひます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

鈴木委員、もし何か追加ございましたら遠慮なくいただきますけれども、いかがでしょうか。鈴

木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 後ほど議論するというのであれば、それで良いと思います。なかなか内部での連携体制というのは、容易なようで容易でないという部分もあるので、それについては後ほどサブスタンスの議論の中でという話であれば、それで結構です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

オンラインでご参加の委員の皆様、ございますでしょうか。

それでは、会議室に戻しまして、会議室でご参加の委員の皆様、もし今のご説明に対してご発言ございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

木口委員、お願いします。

○木口委員 いろいろご対応いただきまして、ありがとうございます。ホームページを通じた意見募集についてお伺いしたいんですが、NGOに意見募集を周知するという事なんですが、日本のNGOということによろしいでしょうか。

○折田 現時点では、日本のネットワーク型のNGOの団体いくつか、もしくは窓口は一つになるとしても、そういったところにご協力をお願いすることを想定しています。

○木口委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋座長 ほかにございますでしょうか。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 12枚目の意見募集なんですが、これから具体的に検討されると思うんですが、ご意見提出用紙の内容について、まだこれは具体化されていないということですか。感覚的に改正の可否をまず聞いて、それから、改正が必要な場合は内容となっていて、確かに中立的にはこののかもしれないんですが、わざわざ改正は必要ないという人が意見を出すかなという感じがあって、少し変えたほうがいいのかないという気がしますので、改正が必要な場合、どういう点があるのかということを少し重点的に意見を集めていただくような形がいいかなと思っています。

○折田 かしこまりました。ありがとうございます。

こちらに記載しました意図としましては、現在、異議申立要綱自体が16項で構成されていますので、その16項それぞれについて改正が必要だと考えられる部分と必要でないと考えられる部分と、手続を利用した方によっていろいろなのかなというところもあって、こういう形になっています。いずれにしても、改正が必要な方がご意見くださるというのはおっしゃるとおりですので、ちょっとわかりやすいようなやり方を考えたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋座長 質問の立て方がちょっと難しいですね。変えたくないのかなと、何かそういうニュアンスで取られちゃう可能性がありますので、一度練っていただいて、情報提供していただくような形をお願いします。

ほかにご意見ございますでしょうか。

もう一度傍聴室でご参加の皆様、もしご意見がありましたら頂戴しますけれども、大丈夫ですか。

それでは、一応今いくつか宿題を頂戴しておりますので、承りまして進めるようお願いを申し上げます。

それでは、一応今日の3番目の議題になっておりました異議申立手続要綱の見直しについてはここで締めくくりとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、その他ということで、これは事務局からですか。

○古賀 ありがとうございます。

その他といたしまして、次回の諮問委員会の会合についてご案内させていただきます。

議事次第の4に書かせていただいておりますとおり、第5回の諮問委員会は2020年12月8日火曜日に本日と同じ時間帯で開催したいと考えております。

議題なんですけれども、前回の振り返りと(2)で書かせていただいている部分は、一通り本日議論をさせていただいたと理解しておりますので、(3)のJICAのほうから改定の方針案の説明に入らせていただければと考えてございます。

以上が次回会合の説明になります。

○原嶋座長 それでは、最後になりますけれども、ご発言あるいは質問等ございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。まず、オンラインでご参加の委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしいですかね。

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 この方針案の出し方なんですけれども、本日お配りいただいた各委員の意見と併せるというか、並行して見られるような形で出していただくと非常に議論としてやりやすいかなと思いますので、ご検討をよろしくお願いします。

○原嶋座長 残業が増えない範囲でお願いします。ご家庭と育児と介護といろいろ大変だと思えますので。

○八木委員 今の田辺委員の意見とも若干関連しますが、改定方針案の説明・意見交換については、今の時点で方針案というものを示されるというよりは、先ほど皆さん意見を出しましたように、仕上がり感の要は共通認識の土台をきちんと共有するということがこれから議論する上で一番重要じゃないかと思えます。個別の意見に対してどうする、どうこうということの前に、それをするべきではないかと思えますが、どうでしょう。

○原嶋座長 ちょっと具体的なイメージとして、例えば個別のすごく細目だと先ほど前に山谷委員がおっしゃっていましたが、すごく大原則から動物を殺すなみたいな話が混ざっていることは事実ですけれども、今、八木委員がおっしゃったのは、イメージとしてはよくいろんなことでご経験があると思えますけれども、例えばコンセンサスができた骨子みたいなものをポイントでつくるか、あるいは立てつけみたいなものを一旦間に挟むとか、そういうイメージなんですか。

○八木委員 まさにそこだと思えます。今のガイドラインがどういう立てつけになっていて、この改定を機にどのようなイメージでつくるのが適当だと思っているのか。今の立てつけはガイドラインとFAQがあるという2本立てになっていて、それを今回改定する際にはどういうふうにしていくのか。今のガイドラインの理念から始まる構成をどういうふうにするのか、今回新しい論点としてどういうことが入ってくる等々、そういう全体のイメージ感を共有しておいたほうがいいのかと思います。

○原嶋座長 杉本委員、お願いします。

○杉本委員 ありがとうございます。

今、八木委員からもご指摘があったことは私も非常に賛成しております。先ほどのお話であったように、ガイドラインおよびそれを構成する文書の中での全体の構成というところで、どこに位

置くかという話と、このガイドラインの今の構成にどういふ分野、どれぐらゐの粒度の内容がどこに入っているかということをご説明いただき、その中に例えば理念のところどういふ内容を書くのか、もしくはプロセスで書いてある配慮の項目なのか、もしくは多分具体的話というのはチェックリストの部分で主に書かれている分野別もしくはそれぞれのプロジェクトのカテゴリに応じて、こういう内容をやるべきという内容はチェックリストの中で書かれていると思いますので、そういったところで書き込むべき内容なのかというので、恐らく議論の大きさに応じてどこにまず皆さんのご意見を当てはめるべきかという話と、では何をどういふふうを書くかというのを整理していただいたほうがよろしいのかなと思いますし、逆にそこまでのスコープがあるという前提で議論いただいたほうが大きい話に集中できる、もしくは細かい話はここでやりましょうということが理解できるのかなと。次のプロセスがイメージしやすいのかなというふうな気がいたします。

私のほうからは以上です。

○原嶋座長 田辺委員、聞こえますか。どうぞ。

○田辺委員 今のお二人の意見にコメントさせていただきたいんですが、現段階において特にガイドラインの構成を変更すると、大きく構成を変更するという意見はないかと理解をしており、かつこのガイドラインについてはかなりこれまでも非常に細かいいろいろな議論がなされてきている中で、私としてはテクニカルな議論をきちんと一つ一つやっていくことが重要だと思っております、それが一旦ある程度終息していく中で全体像が見えてくるのかなというふうには理解しておりますので、一旦JICAの皆様方にはそれぞれ各委員の意見に対してきちんと返答いただきたいというふうには思っております。

○原嶋座長 わかりました。今二つのご提案がありまして、一つは全体の立てつけ、従来のものに手を加えるのかどうか、率直に言って今までの議論あるいは多分事務局もそういうお考えだと思っておりますけれども、立てつけそのものを大幅に変更するということはあまり想定せずに進めてきた面が否定できないという印象はあります。しかしながら、そこをもう一度確認させていただく必要がありますので、従来の例えばアプレイザルとガイドライン本文とチェックリスト、別紙、そして、さらにその下にFAQ、それとは別に異議申立要綱というのがあって、少なくともそれは関連文書になりますので、その全体のストラクチャーというのをもう一度次の段階では出させていただくと。多分、田辺委員はそれをあまり変更しないというような想定の下ですけれども、その上に可能な範囲で一つ一つの意見に対しての大づかみなレスポンスは表示させていただくということが必要になってまいりますので、可能な範囲でその辺の準備をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○折田 かしこまりました。その方向で、2本立てで調整してみます。ありがとうございます。

○原嶋座長 ストラクチャーそのものを見直す必要、例えば世界銀行のセーフガードポリシーは、かなり従来のOPとは構造が変わっているんですね。世銀そのものの責任よりも借入れ国側の責任というか、オーナーシップを尊重して逆に責任を重くすると、そういう構造に切り替えているんですけれども、そこはあまりJICAと世界銀行は組織がそもそも政府間機関と一つの国の機関というので性質も違うんでしょうけれども、そのあたりの機関の性質の違い、その辺はどう考えたらよろしいですか。

○八木委員 私が申し上げたかったのは、皆さんがガイドラインの構成を大きく変更しないことを

想定していても、この場でまだそれについて誰も発言をされていない中で、本当に議論を始めていいのかということです。個別の論点について話をすることは、それはそれで必要なことで、私は単に順番の話だと思うんです。助言委員会に入っていなかった諮問委員にとっては、一度確認していただいたほうが良いかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 よろしく願いいたします。

○折田 かしこまりました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにございますでしょうか。今の点はとても重要な点ですので、方針の変更というよりは、しっかり確認の段取りを踏むということをお願いします。

田辺委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○田辺委員 承知しました。

○村山委員 座長、一言だけよろしいでしょうか。

○原嶋座長 お願いします。

○村山委員 恐らく10年前の改定ときは、JICA、JBICの統合で、そもそも違うものをどうやって統合させるかという話が大きかったと思うんですね。前回はメジャーなチェンジだとすると、今回はあくまで部分的な修正になると。ただ一方で、やはりガイドラインだけではなくて、ご意見にあるようにほかの部分の文書とどういう関係があるのか、あるいはそれをどのように運用するかというサブスタンスの話も含めて多分議論が出てくるような気がします。

なので、ガイドラインだけではないということも位置づけたうえで、今回意見を出していただいたものについてガイドラインに含めるかどうかという仕分けも必要な気がしていて、それを運用するときはどうするのかという話も多分出てきて、やはりガイドラインだけではない話になるのかなという気がしています。

○折田 ご意見ありがとうございます。ガイドラインだけではないという今ご発言をいただきましたけれども、もちろんガイドラインと周辺文書、各種関わりながら事業も動いているところではございますけれども、一方で、この諮問委員会自体はガイドラインの改定と、それから、異議申立の見直しについてのご意見を賜る場ということで、そういう意味ではおっしゃるとおりきれいに仕分けをしながら進めていければと事務局としては考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 どうも貴重なご意見、ありがとうございました。

それでは、ほかご意見ありましたら本当に最後になりますけれども、サインを送っていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

日比委員、どうぞ。手短にお願いします。

○日比委員 ありがとうございます。

今の一連の議論で特にガイドラインの位置づけといいますか、ほかの文書、特に上位あるいは政策等との整合というのも大変重要な課題だと思いますので、それはしっかりこの諮問委員会の委員としても考えながらやっていきたいというふうに思います。

今伺っていて一つ思ったのは、最終的には環境社会配慮あるいは影響を1番最後に軽減する、回避する役割というのが多分このガイドラインの中にあるのかなというふうに思っております。それはまさに英語でセーフガードという最後のセーフガードになる部分を担うと思いますので、もちろ

んガイドラインとしてどこまで含めるべきかというのも考えながらと言いつつも、最終的にはアウトプットとしてそういう環境社会影響は避けるべきものがちゃんと避けられる、緩和されるべきものがちゃんとされるという結果を導き出せるようなガイドラインでなければいけないというふうに思っております、そういう意味ではガイドラインだけの議論でそれができるものではないのかもしれませんが、ガイドラインが最終的なセーフガードとなるとすれば、ガイドラインの見直しにおいても、例えば上位政策や計画との整合などを含めて、しっかり全体を見たうえで議論していくことが必要であると思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間もございまして、議論も進んでまいりましたので、締めくくりにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。もしありましたらサインをお願いします。

それでは、本当に長い時間どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していた議題はこれで終了になりますので、事務局からはよろしいですか。もうないですか。

それでは、本日の諮問委員会をこれで終了します。どうもありがとうございました。

17:15 閉会